

放送法制定をめぐる国会審議録集成

(作成：醍醐 聰)

衆議院文化委員会（昭和23年6月30日）

○佐藤（観）委員 今度放送法案が出ることになりまして、今までの独占的な日本放送協会が新たに民主化されるということについては、賛成するものであります。御承知のように、今までのこういうような事業会社というものは、ややもすれば通信省の官吏の古手が実権を握るような危険が非常に多いのであります。そういうことに対して、通信大臣はどんなようにお考えになつておるか、その点についてまずお聞きしたいと思います。

○富吉國務大臣 ただいま御説明いたしました中に申し述べましたこと、いわゆる放送事業が國家あるいはその他の権力にも支配されざる点に、この放送法案の大きな提案理由の一つがございますところからいたしまして、今お述べのような弊害は、断じて起らないものと思っております。殊に今御説明申し上げました通り、総理大臣が國會の承認を得まして五人の放送委員というものを設置いたしました、これがこの行政を行っていくことに相なりますので、通信省の古手官吏というようなものはおよそ縁が遠くなることは、佐藤君の常識をもつてごらんくださるならば明瞭なることと思えます。

○鳥居政府委員 ただいま馬場さんの御質問に対して、放送法案をつくりました者として、技術的な範囲内で簡単に御説明申し上げます。今の御質問はこの法案をつくります経過におきましても、非常に議論の出ましたところがございます、私どももこの点は非常に慎重に研究いたしました。そして最後の結論は、ただいまお手もとにおまわしいたしましたような法案の形になつておるわけでございますが、まず第一にこの法案の目的とします事柄から御説明いたしますと、この放送委員会は五名をもつて構成せられます。第一回の委員は五名全部同時に任命せられますが、最後の附則に書いてございます通りに、任期がそれぞれ一年、二年、三年、四年、五年とこういうふうに分かれておまして、以後は毎年一人ずつ交代する。こういう形をとりまして、時の内閣が迭り、または議会の勢力分野が変りましても、この放送委員会の構成に非常に大きな影響が来るといふことは、極力避けるようにしております。

次に最初の五名の任命ということが非常にむずかしい問題なのでございまして、今まで意見の多くございましたのは、こういう不偏不党の公正を期する委員の任命であるから、総理大臣に一任しないで、何か選考委員会のようなものをつくりまして、そこに國民各層の代表者にお集まりいただいて、その推薦によつて内閣総理大臣が指名し、國會の御同意を得る、こういう形が一番よろしくはないかという御意見を非常に多方面からいただきました。私どもも非常にこの案につきまして研究いたしましたのでございまして、何分この委員は毎年一人ずつ交代することになりますので、こうした選考委員会が継続的な性格をもつてまいりまして、放送に対する放送委員会以外のまた一つの組織ができる、こういう形になりまして、その組織がしかも國民の一種の代表機関になるというような形にもなりますので、これを法律で規定することには、多少他の法規関係と比べまして問題も出ますので、この法律の條文にはそのようなことはうたいませんでした、

この法律が御同意を得ましたあと、この実施に当ります放送委員会の設立の事務に当られる部署におかれては、ぜひただいま申しましたような意見を参照せられまして、不公平な人事の起らないように努力しておるわけであります。われわれもまたその意見をよく申し伝えたいつもりであります。

○網島政府委員　ただいまの御質問にお答え申し上げます。最初の御質問でございますが、放送協会の監督面といたしましては、従来情報局が戦争中にやっておりましたプログラムに対する監督、それから施設及び事業等に対する監督、大体こういう二つにわけて考えられるかと思うのでありますが、プログラムの監督面に関しましては、進駐軍がわが國に参りまして直後出されましてたところの覚書によりまして、日本政府は新聞及び放送等の言論機関に対しまして、その編收その他は一切関與してはならないということになりました。それ以来日本政府におきましては、どこの機関におきましても放送協会のプログラムには関與しておりません。その他のいわゆる施設の面に関しましては、現在の無線電信法に基く電波行政の強化ということに対しましては、司令部の強い要望もございまして、それに基づいて技術的な監督をいたしておるのであります。従いまして私設の拡充その他に関しましては、逓信省といたしまして、現在も重大な関心をもっております。いろいろ援助をしまいつております。御質問にございました外資の導入の問題等に関しましても、逓信省におきましては、今まで放送協会と密接なる連絡を保ちまして、政府部内のそれぞれの機関と協議いたしまして、できるだけ放送事業の円満な発達ができますようにということで、努力しておる次第であります。(以下、省略)

○富吉國務大臣　お述べのごとく言論の自由、思想の自由に対して、國家權力、もしくはその他をもつて関與してならないことは、新憲法の精神でございます。さりながら今御心配のごとく、いわゆる公安を害し、公共の福祉に著しき障害を來すと考えられるものに対しましては、相当の制圧を加えなければならぬことは、まったく御同感でございます。従いましてこの法案の中にも、第四條に「ニュース記事の放送については、左に掲げる原則に従わなければならない。」として、一、厳格に眞実を守ること。二、直接であると間接であるとかかわらず、公安を害するものを含まないこと。三、事実に基き、且つ、完全に編集者の意見を含まないものであること。四、何等かの宣傳的意図に合うように着色されないこと。五、一部分を特に強調して何等かの宣傳的意図を強め、又は展開させないこと。六、一部の事実又は部分を省略することによつてゆがめられないこと。七、何等かの宣傳的意図を設け、又は展開するように、一の事項が不当に目立つような編集をしないこと。それからその次にもいろいろ書いてございますが、こうしたことを設けました意図は、まったく御意見通りでございます。この眞実の放送をなさなかつた場合に対しましては、これはまず取消しを要求し、そうしてその取消しをしない場合には相当の罰を受けるという規定をいたした次第でございます。かくのごとき偏つたる宣傳、この方針に反するがごときものに対しましては、場合によりましたら、この放送の免許を取消すことをも規定してあるのでございまして、さように御了承を願います。

衆議院電気通信委員会（昭和25年1月24日）

○網島政府委員　電波関係三法案に関しましては、ただいま電気通信大臣から提案理由の御説明がございましたが、私からさらに三法案の大要について御説明申し上げたいと存じます。

<中略>

次に放送法案の概要について申し上げます。

放送法案は、第一條に示してございます三大原則に従いまして、放送を公共の福祉に適合するように規律いたしまして、その健全な発達をはかることを目的として立案されたものでございます。

この法案も、放送の経営及び規律に関する各国の例を研究調査いたしまして、その長所をとり、かつわが国の国情も十分考慮して立法したものでありまして、放送立法について世界に一つの新例を開くものでございます。

放送法案の特色といたしますところは、第一には、わが国の放送事業の事業形態を、全国津々浦々に至るまであまねく放送を聴取できるように放送設備を施設しまして、全国民の要望を満たすような放送番組を放送する任務を持ちます国民的な公共的な放送企業体と、個人の創意とくふうにより自由闊達に放送文化を建設高揚する自由な事業としての文化放送企業体、いわゆる一般放送局または民間放送局というものでありますが、それとの二本建としまして、おのおのその長所を發揮するとともに、互いに他を啓蒙し、おのおのその欠点を補い、放送により国民が十分福祉を享受できるようにはかっているのでございます。

次に公共的な放送企業体としましては、現在わが国の放送を独占的に実施しております日本放送協会が、約六千人の社員によつて構成される社団法人であるにかんがみまして、新たに全国民に基盤を持つ公共的な特殊法人である日本放送協会を設けることといたしまして、現在の社団法人日本放送協会の設備、人員、権利義務の一切を、新しい日本放送協会に移しまして、現在の社団法人日本放送協会は解散するものといたしたのでございます。従いまして新しい日本放送協会につきましても、全国民が国会を通じてその人事、業務の運営、財務等について必要な監督を行うのでございます。

以上は放送法案の概要でございますが、さらにこれを敷衍いたしまして御説明申し上げます。

放送番組につきましても、第一條に、放送による表現の自由を根本原則として掲げまして、政府は放送番組に対する検閲、監督等は一切行わないのでございます。放送番組の編集は、放送事業者の自律にまかされてはありますが、全然放任しているのではございません。この法律のうちで放送の準則ともいふべきものが規律されておりました、この法律で番組を編成することになっております。

(以下、省略)

衆議院電気通信委員会（昭和25年1月27日）

○網島政府委員 最初の御質問は、放送協会の放送を新聞が採録いたしましたときに、もしもその内容が誤報であつた場合の責任はどうかというお話だつたと思いますが、御承知のように現在この放送の番組につきましても、政府は一切関與できないことになっております。従いまして放送協会の報道が誤りであつたかどうかということに関しましては、政府は直接には関與できないのでありますが、今御質問の新聞がそれを取上げて、しかも内容が間違つておつたという場合の責任に関しましては、新聞に採録することに関して、放送協会と新聞社との間に契約があつたかどうかというような問題、またその記事の提供をした放送協会と新聞社との間にどういう契約が行われておつたかという、その契約の内容の問題、こういう問題でできるのではないかと存するのであります。御承知のなうに現在は新聞紙法も効力が停歩されているような関係もありまして、

法規的にはこれがどうなるかということは、現在私ははつきり知っておりませんが、もしも必要がありましたならば、私どもでできるだけ調べましてお答え申し上げます。

衆議院電気通信委員会（昭和25年1月27日）

○橋本（登）委員 今ちようど国会問題に触れましたから、この放送法案中の最も重要な部面ですが、その面についての御質問を申し上げます。この放送法案のいわゆる官僚的である、あるいは非常に屋上屋を重ねている、こういうような感じが強くするのは、経営委員会の設置は、当然経営本体としてやむを得ないにいたしましても、この経営委員会が監理委員会の監督のもとに仕事をするということだけでも、相当に官僚的な色彩が濃厚であるにかかわらず、なおその上にこの放送協会の事業、あるいは予算、計画、一切のものが国会の承認を得なければならない、こういうような規定になつておるようでありますが、この点については、なるほど国会は民主的な機関の最高峰であるから、その国会の審議を受けるということは、形式的には民主主義的な運営の方法であるような感を抱かせるのでありますけれども、実際問題として日本放送協会の財産は社団法人として今日まで築き上げられて来たのであつて、必ずしもこれは国家予算とも申しにくい。にもかかわらず、一応法律によつて—この条文によるとこの点も問題であります、聴取料を法律によつてきめて、そうして固定化するということも、運営上から見てももちろんこれは問題でありますし、同時にそれほどまでに国会がこういう問題に関与する、一種の行政上の仕事にまで、具体的な民間の仕事にまで関与することはどうかと考えるのでありますけれども、この上から考えますれば、この監理委員会の設置は当然必要であるにいたしましても、なおその上において国会の承認を経る、あるいは事業計画を出す、こういう点まで国会がこれに関与するという事は、ややもすれば最近行政機構が一種の独立的な傾向を幾つも持つて来ておる。御承知のように教育委員会があり、あるいは公安委員会かあつて、行政がややもすれば多岐にわたりつつあるという傾向から見ても、なおその上にこうしたものまで国会の責任において行わしめるということが、はたして妥当であるかどうかということについては、われわれは非常に疑問に思うのであります。のみならず、そうすることによつて民主的に運営せられるという考え方が、あまりに公式論ではないか、この点当局においてはもつとこれを簡素化して、少くとも最高の監督機関は監理委員会をもつてする。それ以上にはこれを持つて行かない。しかもこの経営委員会なるものは、総理大臣によつて任命せられて、なお国会の承認を経なければならぬということになつておるのでありますから、それらの人に多くの権限を與えて、国会がこまかい点まで監督の責任を持つようなこの法案についての御意見については、なお相当修正すべき余地があると思うのですが、これについての当局の御意見を承りたいと思うのであります。

○小澤國務大臣 今橋本君のお話のあつた御見は、きわめて尊重しなければならぬ御意見たと思つております。従つて政府が本法案を立案するにあたりまして、今橋本君の御所論のような有力な御意見があつたのであります、諸般の事情から、結論において本法案を出すに至つたのであります。しかしこの問題につきましては、今申し上げました通り非常な意見のわかれるところであり、しかしながら私どもはこの條項を、一般国家の予算と同じではなくて、総括的にただ承認を得る、従つて修正とか何とかいうものは、一般官庁の予算のような、非常に詳細な御審議を願う意味でなくして、国民からとつた聴取料のむだづかいがあるかないかという点を、大ざつぱに承認を求めるといふ趣旨で一致をいたしたのであります、しかしながら今お話のように

橋本君の御意見は、この放送事業というものを官僚化すると申しましようか、国実であり干渉し過ぎて、かえって放送の持ついわゆる放送の自由というものを、阻害するおそれのあることはごもつともでありますので、この点につきましては十分考慮して、運用に当たりたいと考えております。

参議院電気通信委員会（昭和25年2月1日）

○公述人（江尻進君） 私は日本新聞協会編集部長の江尻進であります。本日は言論界を代表する立場から、放送法案に関する御意見を申述べたいと存じます。

<中略>

憲法第二十一條に保障されております表現の自由の重要な対象になるものは、いわゆるプレスであります。このプレスという観念の中には旧来の新聞雑誌の外に近年におきましてはラジオ、映画なども含まれるようになっております。従つて新聞とラジオとは共通の観念で律せられる点が多量に多く、相互に緊密な関連がございます影響を及ぼすものでございますから、この、ラジオを律する放送法案に対しては新聞人としても重大な関心があるところでございます。

<中略>

次にNHKに対する法律上の種々の制約及び政府各機関の監督について述べたいと存じます。NHKは公共放送を担当する特殊の使命を與えられておりますが、プレスの機関であることにおきましては、商業放送或いは新聞などと同一の性質を持つものでございます。プレスの自由ということは、政府たると一般社会たるとを問わず、外部のどんなものからも強制を受けずして、報道評論する自由でございます。NHKの番組の編成に対して非常に細かな規定が作られておりますが、これらは職業的な倫理原則ともいふべきものでございますから、法律で規定するよりはむしろラジオ・コードというようなもので、放送事業者が自主的に守るようすべきものとする次第でございます。こうした細目を法律的に規定している例は世界中にないよう見受けられます。何故日本のNHKだけがこのような法律的制約を受ける必要があるか、極めて疑問に思われる次第でございます。NHKは公共的放送という特殊の使命を與えられているのでございますから、或る程度国家機関の監督を受けるということは止むを得ないといつたしましても、政府の各機関、国会などにより監督、指導、統制が極めて複雑多岐に且つ嚴重に行われるような組織になっております。NHKの自主性も独立性もこれでは殆んど残されていないわけでございます。極端に言えばNHKは国家機関といつても差支えない程度になっております。昭和二十年九月二十七日付で総司令部から出されております覚書によりますと、政府からプレスを分離すべしということを嚴重に指令しております。ところがこの法案におけるNHKに対する政策は、プレスを政府機関の統制下に置かんとするものであり非民主的傾向であると考えられます。一体政府や国会がプレス機関に監督指導を與えるのが、プレスの自主的な行動に任せるよりも一層公正な運用ができるという根拠は果してどこにあるのでありましようか。これは過去の日本の政府及び議会の歴史を回顧して見れば、直ちに結論が出るころだと存ずる次第であります。我々新聞人としては、こうしたものの考え方が当然なこととして通用するようになりますれば、これは民主主義にとつて極めて危険なことだと存ずる次第であります。プレスに対する原則論の立場からNHKの自主性をもつと確立することが妥当だと考える次第であります。

参議院電気通信委員会（昭和25年2月1日）

○公述人（古垣鉄郎君） 私日本放送協会会長をやっております古垣鉄郎であります。本日我々放送事業に携わっておりますものにとりまして、それが至大な関係を有するものでありますだけに、この公聴会に意見を述べさせて頂きましたことを深くお礼申し上げます。

<中略>

又NHKの第二放送網拡充の五ヶ年計画も昭和二十三年に計画され、目下進行の途中にありますが、この進行中途の第二放送の価値を指摘しまして、その効用が今のところ十分でないから、これを分割して他の事業体の運営に委ねようという御意見史又商業放送局の所在地にはNHKの公共放送事業体の第二放送を中止させた方がよいというような御意見もあるようではありますが、NHKの公共放送は地域的に見まして全国を対象とする全中プロがあり、数県をブロックとする管中プロがございます。又一県、一地方を単位とするローカルプロがあるのであります。

それから又聴取者の階層一年齢、職業、教育程度というような区別に基く特殊の対象別につきましても、それに当てはまるような放道、教養、娯楽の番組のためには、第一放送だけを提供いたしましては、国民聴取者に選択の自由を與えることができなくなるばかりでなく、到底番組は第一放送だけでは編成し切れないのでありましてこのために第二放送網の完成を急いでおり、この完成を待つて第一放送と第二放送による表裏一体の公共放送網を国民大衆に提供して、一国民の要望に応えようとしておるのであります。番組の上で第二放送を必要とする理由を少しく細かく御説明いたしたいと思っておりますが、日本の特殊性として国民の持つ文化財、殊にあらゆる娯楽の面における多種多様性を挙げることができます。NHKが公共放送として特に放送法案の中にも謳われております通り、常に最善の内容を持つ演劇、演芸、音楽の番組を提共しなければならんということになりますと、NHKは公共放送としましては、国民の半分以上が愛好しておるところの浪花節、歌謡曲の他に、例えば少数ではあるが特に教養度の高い人々のために例えば交響楽の番組を提共しなければならないのであります。聴取者の生活時間調査に基きまして、特に聴取率の高い夜間におきまして、この二つの目的を同時に果さなければならんという現象が先ず公共放送に最低二本組みを要求されることとなります。

<中略>

次に放送法案の基本的な事項につきまして、かねてよりNHKが主張して参りました点を申述べまして、皆様の御理解ある御考慮を煩わしたいと希望いたします。その第一は日本放送協会の自主性の確立についてであります。この法案では日本放送協会の重要な問題を国民的基盤で審議させる方式として経営委員が任命されていることとでございます。即ち地域的な、而も各階層が十分考慮されて選ばれた候補が国会の承認を得て任命されますことは、事業の性質上、又全国民に至大な影響を持つ公共放送といたしましては、十分その運営の自主公正と民主的なことが考えられたことと思われるのであります。併しこの協会の経営の最高機関であります経営委員会は、法案によりますと、その決定は何一つとして最終的なものではなく、その議決事項はいずれも政府機関や国会の原語や認可その他を経なければならんことになつておるのでありまして、経営委員が国民大衆の代表として公共放送の運営に参加しております目的は何であるかに戸惑う次第であります。経営委員会は最高機関として、公共のために方針を最終的に決定することが、公共放送の在り方として適当であろうと存ぜられます。

次には公共放送に対する監督行政の一元化についてであります。先程来の御意見もこの点について述べられまして、至極御同感であります。この法案によりますと、監督行政の主管の官庁は一応電波監理委員会でございますが、更にこの他に国会、内閣、大蔵省、会計検査院にも認可

や承認や検査を受けなければならないことが多数あるようになっております。これではそれぞれの機関が、それぞれ独自の立場で監督に当られたり、更には一つの事項につきましても二つも三つもの複雑な監督を受けます場合などは、協会がその間に立つて困難いたしますばかりでなく、協会業務が停滞させられることも予想され、延いては放送事業の健全な運営が阻害される虞れも出て参るのであります。特に機動性を持ち、機敏に仕事を進めてこそ初めて放送のような動きの烈しいものの使命を果せるのでありますから、監督機関の複雑さはどう一元化されまして、すつきりとした形にして頂きたいと希望いたします。

尚協会の予算、事業計画、料金の決定の手續についてであります、公共放送が国民生活に至大の影響を持ち、その事業計画や予算が国民の経済に繋がっておりますだけに、国民の代表である国会の批判の対象となりますことは当然であると考えてるのでございます。併しながら財政的にこれを国家予算と同一の高さで国会に御審議を願いますことにしてありますが、このことはやや複雑に過ぎるのではないかとおぼれます。ものを言わして頂きますれば、聴取料金はガス、水道、電気と同じ主務官庁が認可されて、事業計画や、収支予算は経営委員会がこれを決定し、更にはこれらの事業の実績を国会に報告して御批判を頂くというのが放送事業の機動性にも合い、且つ監督の在り方としてもバランスを得た適宜な形ではないかと存じます。放送のごときものの公共性は監督の厳重さで維持するというよりも、経営委員への信頼と国民の直接の批判の声、又は国会の御批判を仰ぎますことこそ文化機関としての公共性の実質的な因となり得るものではないかと考えるのであります。これは更に会計検査院による会計検査にも関連するのであります。協会は経営委員会の任命いたす官吏によつて監査されることとなっております。元来が国庫の収支を検査する会計検査院によりますところの検査は、協会を官庁とみなし、協会の経費を国費としている精神かとも存ぜられますが、これでは公共放送とは官庁の行う放送であるという誤解にも取れますし、真に公共放送を打ち立てようとする意図にもそぐはないものになるのではないかとこのことを惧れるのであります。

尚細部に亘りますが、そうして先程江尻さんの御主張もございました第四條の訂正放送の点は、全然江尻さんと御同感でありまして、この点について十分の御再考をお願いしたいと存じます。

その他小さな点二三まだございますけれども、時間が参りましたので、それらはさまざまの資料に基きまして、印刷物等を以てお手許に差上げるようにいたしたいと存じまして、これで私の公述を終ります。

<中略>

○千葉信君 この條文の解釈から行けば、簡単にその結論が出ますけれども、若し仮に将来そういう放送によつて受益する者の立場から行て考えると、これは当然広告料を拂つてもよろしい、それでも放送して貰いたいというような要望が、こういう立場の人々から若し出た場合に、それに対する広告の考え方というものが、広告に対する概念というものが非常に變つて来るのじやないか。こういうことを私共考えております。その点についてお伺いいたします。

○公述人（古垣鉄郎君） 非常に御尤もに思いますけれども、公共放送をいたしますものの立場は、聴取者の希望するもの、又は聴取者の必要とするものを提供する、そういう我々は義務があり責任がある。又聴取者は聴取料を拂つておりますから、自分達の希望する放送をNHKから聴く権利を持つておる。そういう立場で私共は考えております。従いまして、この規定でも広告料を取つてはならないということ、NHKは禁止されておりますから、NHKに取つては今のお話は起らないと考えます。

○公述人（河田進君） 私は放送協会の職員でございます。職員ではございますが、現在選ばれてまして、日本放送労働組合の役員をいたしております関係上、協会から何らの報酬は受けておりません。私の俸給はすべて組合員の組合費によつて賄われておるわけでございます、この点国民諸君に御迷惑をかけていないことを一言先に申上げて置きます。

先ず、放送は如何にあるべきかということが問題になるわけでございますけれども、根本的な観念といたしまして、どうしても三つの対立の面があることは止むを得ないと存じます。その一つの観念といたしましては、言うまでもなく言論機関として、フリー・ラジオとしての機能の發揮でございます。言論機関は言うまでもなく、あらゆる権力から、あらゆる統制から外れて自由になされるものでなければ、その意味はないわけでございますけれども、併しながら放送協会というような大規模な組織において、この全国の、稚内から鹿兒島に至るまでの非常な広大な地域に亘つて多くの聴取者に放送を送つておりますこの独占事業でありますところの放送協会は、やはりどこか公共性を持たなければならんこと、即ち国民との繋がりを法的に確立しなければならぬということとは当然でございます、我々はその点が明確にされることの一日も早く来ることを望んでおつたわけでございます。併しながら、ここに出されました法案を見まして、実は非常に呆気にとられておる次第でございます。我々は労働者といつたしまして、又国民といつたしまして、誠にこの法案というものは非常に民間放送というものをおとりに使つて、これに焦点を集中させて、その外の肝腎の公共放送に対する監督の非民主性ということのカムフラージュする道具に使つておつて、内容から申しますならば、極めて国家権力の作用するところの強い、或いは言葉を換えて申しますならば、官僚統制の色彩の極めて濃厚である不埒極まる法律であると存ずる次第であります。その点はこの前の第三国会に提出されました放送法案におきましても、放送協会の監督を放送委員会に任せております。これは御承知の通り五人制度の委員会でございます、委員長以下五人の委員が放送協会の全般的の監督に当るわけでございますけれども、この点に我々といつたしましては、この五人の委員によつて監督される立場にあるわけでございますけれども、この五人の制度の委員会に一町の権限が大体集中されておつたわけでございます。ところがそれが今回の法案によりますと、その五人制度の委員会の放送委員の権限を、或いは電波監理委員会に分け、或いはそれを更に内閣に承認を求める形式になつており、更に国会の承認まで得る形式をとつております。おまけに会計検査院という大変なおまけまで付きまして、二重、三重に公共放送を圧迫いたしまして、これによつてこのような権力で、この自由たるべき、私は敢えて申し上げますが、放送というものは、いわゆる一つの総合芸術であると考えます。例えば映画が然るがごとく、例えば演劇が然るがごとく、これは技術から、経営面から、或いは直接プロ番組にタッチするものもとよりでございますが、そういうものを含めまして、総合芸術であると思ひますが、そういう面を、言論機関としての面、文化機関としての面を、一切忘却いたしまして、ただ公共性のみ、如何にして公共性を確立し得るかという一点に集中いたしました本法案は、極めて非民主的な結果に陥らざるを得なかつたところであろうかと思ひます。そういう観点からいたしまして、我々はこの多元的な監督に絶対に反対いたします。放送の監督はシンプルでなければいかぬ。我々は、官僚統制の排撃ということを昔から言つております。戦争前から言つております。先程、第二放送を私が作つたとおつしやつた方は、これは逋信省から天降りて来まして、我々の上司として来られた方でございます、そういう官僚の非民主性には我々は骨身にこたえております。そういうふうな官僚統制的な悪いものを、放送協会に持ち込まれて来るということは、放送に働く労働者として堪え得ないところであることをはつきり申上げて置きます。ここにお役人の方が非常に大勢いらつしやる中で、私言うのは心苦しい次第でございます。個人的には

非常に能力がある方も、立派な方も多いのであります。私が何故官僚統制に反対するかということは、これは放送協会二十五年の歴史において、昭和二十年に戦争が終るまで、その圧力を受けて苦しんだ体験から来るものであります。而も戦争中には、内閣情報局と逓信省の二重監督によりまして、その間に挟まれて、我々は石に挟まれた手を抜きもならず、さしもならず、国民にただ迷惑をかけるのみであるという現状からいたしまして、この行政監督の多売化ということは飽くまで反対すると同時に、今回の法案におきまして、経営委員会などというものが設けられてございます。或いは内閣、或いは国会に権限が委ねられております。肝心の実権をどこでお握りになるか、どこが放送行政をおやりになるかと申しますと、端的に、これは電波監理委員会がおやりになることは法案に明確でございます。電波監理委員会は、而も公務員もなり得るものでございます。これは公務員が非適格ではございません。我々は過去の歴史から考えまして、明らかにこういう法案の建前から行きますれば、恐らくは技術関係、電波技術関係の高級官僚諸君が、電波監理委員会にお入りになる、その手によつて一司の放送行政をおやりになる。但しこれは私は特に申し上げたいのですが、官僚の特性といたしまして、最後の決定権はいつでもお取りにならぬ。これは官僚がなぜいかぬかという最大の一つは、犠牲を絶対に負わぬ。如何なる場合にでも官僚諸君は綺麗に逃げるのであります。責任を回避されたり、又責任を取り得る立場にないことは事実でございます。いつでも官僚諸君は犠牲を取らず、外に被せております。そういうものが、この電波監理委員会に進出いたしまして、専門的な権力をお握りになつて、放送協会並びに一般放送を御監督になるという、絶対日本の放送の進歩にはならぬ。むしろ逆行する結果になるところから、私は電波監理委員に参公務員になることは止めて頂いて、これは欠格として頂きたいと存じます。更にこれから具体的に個々の条文について申したいと思ひますが、経営委員会というものを我々の経営者として我々は迎えるわけでございます。これは労働者として、当然の間にも敵対関係が生ずるわけでございますけれども、そういうけちなことは一切措きまして、やはり日本に一つしかない放送協会でございます。日本に一つしかないNHKを、責任を持つて監督し、行うのに、あらゆる分野から賢明なる、或いは良識ある、或いは理性に富んだ賢明な方であつても、NHKは未だに戦闘帽を被つておるといふような興行をなされる方の経営は、我々ははつきり拒否いたします。責任のある、良識のある人に我々は経営委員になつて貰う。殊にこれが問題になるのは、八地区から選ばれるということでございます。放送協会の経営者を地区別に選ぶということは、これは重大なやはり影響力があるかと思ひます。北海道から九州に至るまで、放送局の電波の割当を完全に公平に行ひまして、放送行政を行うには、各地区の利害関係というものは当然一致できるものではございません。これは各地区の利害者、関係者が入つて乗るのは当然でございますけれども、その委員の選び方も、最初にはつきり各分野ということが謳つてあるのでございますが、今回の法案によりますと、法的にその関係が濁されておる。で我々は地区別の代表も必要であるが、階層別の代表がより必要である。今日我々国民の常識といたしまして、やはり国家は二つによつて、資本家階級、労働者階級、三つの分野に分れることは必然でございます。或いは支配階級或いは被支配階級という二つの分野が対立するということが当然でございます。そういう意味から行きますと、必ず労働者の代表をこの経営委員会に入れる、或いは農民の代表を入れる一漁民の代表を入れるということ、これは放送法案になくちやならん点である。單に地区別に選ぶことになりまして、必ず地方ボスとか、或いは地方の顔役とかいふものの進出によつて、それらの頭で放送が運営されることになり、重大な結果を招来いたし冒す。婦人、農民、労働者、科学者、芸術家或いは経済学者というような、各分野から代表者が出られることを切望する次第であります。

<中略>

善意、悪意ということは措きまして、とにかく一つの技術家という建前から一般放送文化を取扱うことになると、非常に大きな過誤があるのではないかと思いますので、一切の放送行政は経営委員会に任ず、この経営委員会というものは、法的関係が非常にまずくなるのでございますならば曾ての放送委員会制度に戻して、そうして放送へ一般放送並びにNHKを監督して頂きたい。従つて法案の第三十七條から第四十條に至る事項は削除をお願いしたいと思う次第であります。

それから更に国会が、この最後の決定権を握るということではございますが、ここで私ははつきり申し上げたいのは、国会は立法の府であります。国会の本旨とするところは、飽くまで立法の府であつて、些々たる行政の分野にみずからお立入りになるべきではないと私は考える問題でございます。殊に問題となりますのは、国会は何といつてむ、デモクラシーの原則に従ひまして、これはすべての討議を多数決によつて処理して行くところでありまして、ところが放送、言論機関である放送は、その多数決に至るまでの国民の一人一人の、隅から隅までの或いはそれぞれの立場からの完全な少数者と雖も、その声を全国に伝えて、共に討議の糧となるべきものを提供するところでありまして、その討議の糧となつたものから議論が発達いたしまして、法案が成文化され、国会にかけられるならば、これはやはり多数決でやつて行かれるのは結構でございます。多数党横暴というようなことは、言論を抑えれば横暴でございますが、議決を多数を以てやつて行くのは当然でございます。デモクラシーの原則でございます。そのデモクラシーの原則を持つ国会が、そういう言論機関に入ることによつて必ずしも明朗な結果を生じない。却つて妙な錯覚を少数党或いは特殊な意見の持主に與えて、国会が言論を左右するという錯覚を持たせる虞れもあると思ひますので、国会は大きな立場からこの放送行政を眺めて、この国会においては、次の国会において立法の手段をとつて頂きたい。そうして次から次と悪いものを修正したらいい。初めから国会が行政的に乗り出し、承認権をお取りになるということはそこに大きな危険があるのではないかと申上げたいと思ひます。

<中略>

その次に、更に放送協会の監督に屋上屋を架せられるものとして会計検査院を指摘いたしました。この会計検査院というものは、飽くまでも国家の財産或いは国家の支出を規正し、監督し、規律するものでございます。従つて何によつて会計検査を行うかと申しますと、これは明らかに国家の定めた会計法によつて会計検査院は会計を監督して行ふものである。然るにNHKはもとより国家の財産ではございません。K耳Kは飽くまで私は民間のものだ。これは国民のものだということは伊藤さんも先程強調された通りであつて、この觀念を飽くまで打立てて、無論国民の代表である国会から任命されたところの会計検査院なり何なりではございますが、そういう觀念から切り離して自由な立場から放送をやらす、その会計は経理を公開させることにより、或いは電波監理委員会なり、経営委員会なり、十分なる監査機構を確立することによつて、その目的を達成上得るのではないかと思います。私は放送協会に十何年おりますけれども、放送協会のあの仕事は機動性に富み、或いは迅速性が何よりも要求されるのであります。先程大宅氏は、ジャーナリズムから一週間遅れると申されました。何故かと申しますと、組織が大きいだけに、会計でもいろいろ面倒だから、会計検査院、官庁の中でも保守的な最もやかましい監督官庁の監督を受けることとなります。例えば古橋が泳ぎに行つたところで、直ぐそれに対してアナウンサーを出して全国民にその活躍振りを放送させるということを組みましても、予算手続その他の点で、或いは課長のはんこがないとか、或いは部長がどうしたというような煩鎖な些末な手続のために、放送機関、文化機関、言論機関としての根本的な狙いを失うこととなります。そういうようなことは止めて頂いて、そう人を疑わないで、経営委員会或いは電波監理委員会なりで、そういう密

接な関係を持つている箇所において行われることを希望するものであります。

<以下、略>

衆議院電気通信委員会（昭和25年2月2日）

○橋本（登）委員

<前略>

なお先般私が放送法案についての質疑を申し上げましたが、ただいま中村委員から具体的に種々なる御質問がありましたので、あるいはダブるところがあるかもしれませんが、先ほど来問題となつておりますところの国会の審議権の問題、いわゆる放送協会に対する国会の監督権の問題について、さらに御質疑を申し上げたいと思うのであります。私はここで憲法論あるいは法制論をお聞きするのではなくて、社会通念として、または政治通念としてお聞きしたい。これは政務次官あるいは電波庁長官からお答え願いたいのですが、第一には、先ほど中村委員からお話もありましたように、日本放送協会は社団法人として発足して、今日その資産は二十億以上になるといわれておるのでありますけれども、これが当時の出資価額によつて解散をせられまして、公共企業体になるわけでありまして、しかしもちろん国民一般の聴取料といひますか、そういうものによつてできたのでありますから、こうした法律的手段によつて移されるということについての国民の輿論は、特に悪意を持つての輿論はないと考えますけれども、ただ私はもし公共的な国の仕事をしておつたこうした社団法人式な団体が、法律一本によつてその財産が一種の公共企業体として取上げられる形になるとしますと、新聞のようなものも、営業税を免除せられ、あるいは広告税を免除せられて、一種の公共的なことを目的とする営業体であります。こういうものまでもこのような法律的手段によつて、政府に統制せられる危険がないとは言えないと思ひます。もちろん放送協会のごときは単一の機関でありますから、その点は簡単に移行できるのでありますけれども、新聞社のごときはそう簡単にこれを移行することはできないのであります。一応法制的な建前から言うならば、社会公共のために存在するものは、こういうような法律によつていつ何どきでも取上げられるというような危険を及ぼすことは、これは重大な問題であると思ふ。しかもこの放送法案の中において、先ほど来電波庁長官は、聞くと聞かざるとを問わず聴取料をとられる、こういうふうに御説明がございましたが、もちろん実際的にはそういう形において聴取料はとられるけれども、法文の上においては、聴取する契約を締結した者から徴収する。つまり受信料という言葉を使つておられる。であるから、この点から言ひますならば、まったく純民法的的手段によつて、民間契約として成立つておらなければならない。このように民法的な規定を準用しておられるが、現在新聞社が新聞を発行し、これを購読せしめることも、もちろんこれは契約行為である。そこで現在の社会情勢、政治情勢から考えて、新聞社に対してそういうような強力な手段が行われることは、われわれも考えおりませんが、しかしこの法案の根本論から考えるならば、そういう危険も内在しておることは言うまでもないところであります。従つて私は、この放送法案なるものが、こういう形において公共体に移すことについての反対意見ではないのでありますけれども、この点についてまず政府の明らかなる方針をお伺ひしたい。

第二には、先ほど申し上げましたように放送協会の今日の実態は、政府の育成あるいは補助によつて、今日の機構に拡大せられたのではなくして、まったく放送協会社団法人の努力によつて、今日のごとく機構を拡充したのであります。であるから、従来行われておつたことがもし営利的な傾向があり、あるいは公共福祉の観念にもとるところがあるのであるならば別ですけれども、

従来の経営の上においてそれらにもとるところがないならば、何を苦しんで国会に対して一種の負担をかけるごとき、いわゆる国会の干渉権というものを法律によつて規定するのか、この点についてわれわれとしてどういふ認めがたい。こういうことが行われることになると、いわゆる民主化という名によつて、国会に多くの負担をかけるのみならず、その責任を国会に押しつける法案である。今日はもちろん従来の国会と違つて、いろいろな権限が與えられておりますけれども、こうしたこまかい問題に関してまで国会に責任を負わせるという考え方は、これは民主化の名に隠れたる責任の回避であるというように考えざるを得ないのであります。またこの問題に関連して、料金は三十五円と法律によつて規定するということが法案に出ておりますけれども、従来は鉄道及び電信、電話の料金にしても、法律によつて規定しておらなかつた。ただ戦時中における特殊の態勢、並びにその後の物価騰貴にかんがみて、政府の低物価政策という手段によつて、こうした賃金がきめられたのであつて、もちろん名目としては国民の間からとるべきものであるからして、国会の承認を求めることが妥当であるという形式論が行われておりますけれども、實際上の必要から言うならば、戦時態勢と物価騰貴に対する政府の低賃金政策の現われであります。しかし今後物価の高騰というものは、少くとも現在の情勢から見ればあまり考えられない。逆に言えば、今後は物価は相当に下落を告げるのではないかと思われておる。しかるにこのような傾向を持ちつつあるのかかわらず、年一回、もしくは臨時議會を開いても年二回程度しか開かない国会において、料金を法律によつて決定するということは、逆に高い料金を国民一般に課せしめる結果を招来するのであります。それであるからして、先ほどの説明では税金の性格を持つから、国会にこうしたものをかける必要があるというお話でありますけれども、私は税金の性格を持つておるとは考えられない。これは契約による民法的手段である。それであるからして、少くとも文化の機関であるこうしたものに対しては、できるだけ経済面においても、あるいは経営面においても、自主性を保たせるためには、法律上のそうした拘束はできるだけ制限したい。そして公共企業体としての独自の立場からして、できるだけ自由なる活動を求めることが、やはり文化国家として必要である。こう考えるのであります。以上の点についての当局の明快なる御判断とお答えを願いたいのであります。

○網島政府委員　ただいまの御質問の中には、非常に大きな問題もございますので、あるいは大臣から御答弁願つた方がいいかとも存ずるのでございますが、ただいま政務次官あるいは私からというお話でございまして、政務次官も私にというお話でございまして、私からお答えいたしますが、この根本問題につきまして、もし後に大臣の御答弁がございまして、私の答弁の間違つておるところがございましたら、大臣の御答弁で御了承を願いたいと思ひます。

現在のわが国のように人権が尊重され、また私有財産が保護されておる国におきまして、個人の財産が法律によつてむやみに国家に取上げられるということは考えられないのであります。従つて先ほどいろいろ御引用になました新聞社というような場合には、私どもはそういうことは予想しておらないのでございますが、この日本放送協会の場合におきましては、これは公益法人でございまして、公益のために営利を目的としないで、日本の放送事業をやることになつておるのでございます。この点一般の民間の会社その他と非常に性格が違つておると存じますし、またこの日本放送協会が現在の無線電信法の第二條第六号によりまして許可されます場合に、これに相当条件がついておるのであります。と申しますのは、御承知のように無線電信法は第一條におきまして、「無線電信及無線電話ハ政府之ヲ管掌ス」ということになつておるのでございまして、わずかに第二條においてその例外が認められておるのでございます。従ひましてこの日本放送協会が全国にわたりまして放送事業を営む、日本放送協会のみがこれをやるということは、当時の政

府の行政措置として、公益上これが必要であるからということで、いわば政府の特許のような形でこの事業が認められておるのでありまして、その施設の許可命令書の中にも、通信大臣が公益上必要と認めるときはこの許可を取消することができるということがあるのでございます。それは特にこの放送事業というものの公共性、及び日本放送協会が独占的にこれをやっておるというこの点から来たのでありまして、この点は今日においてもかわりないと存するのであります。

ところで私どもは現在の日本放送協会が、その事業経営の過程において、遺憾の点があつたということは考えておりません。その非常に熱心なる経営によりまして、とにもかくにも二世帯に一、約八百四十万の聴取者が日本にできて、あまねく日本国民がこの放送文化の恩恵に浴するようになった、この日本放送協会の功績につきましては、多大の敬意を表するものでございますが、最近新しい憲法下におきまして、独占禁止法あるいは集中排除法というような法律もできまして、日本放送協会がただ単なる政府の行政措置によつて、その独占事業を営むということにつきまして、幾多の疑問が出て参つたのであります。従いまして、この単なる公益法人という形でもつて、日本全国にわたる厩大な施設を持ち、その厩大なる組織を通じて事業を営むということにつきましては、何らかの法律的な措置が必要であるということを感じておつたのであります。たまたま他方におきまして民間放送の必要であるということが非常に叫ばれるのでありまして、現在におきましてこれは国民の世論であると申してもさしつかえないのではないかというふうに私どもは考えるのでありますが、この民間放送が出て参りまして、どしどし放送を始めた場合に、はたして現在の形そのままにおいて、日本放送協会のその組織を守り得るかどうかということにつきまして、幾多の疑念がありますが、一つは聴取料の問題であります。新しい電波法案におきましては受信機の許可ということはやめることにいたしました。これは言論の自由が確保され、また検閲ができないようになったわが国におきまして、単なる一つの聴取受信機を設置するにも、一々国の許可を必要とするのではないかというようなことに対しまして、私どもはその理由を認め得ないのでありまして、この受信機の許可ということをはずしたのであります。そうなつて参りますと、一方において無料の放送ができて来るということになると、日本放送協会がここに何らかの法律的な根拠がなければ、その聴取料の徴収を継続して行くということが、おそらく不可能になるだろうということは予想されるのでありまして、ここに先ほどお話いたしましたように、強制的に国民と日本放送協会の間、聴取契約を結ばなければならないという条項が必要になつて来る。言いかえますならば、強制的に日本放送協会は、聴取料をとり得るのだという意味の規定が必要になつて参つた次第であります。そうなつて参りますと、先ほど申し上げたこの非常に大きな事業を独占的にやるというような法的根拠、あるいは今の強制的に聴取料をとる権限ということを考えますならば、ここにはつきりした法律上の権限を持つた特殊な形が必要になつて来るのでありまして、民法の規定に従うところの公益法人では、これは不可能であるという結論に到達したのであります。ところで協会の定款にもありますように、その財産は、約六千人の初めの会員が出資したところの会費は別といたしまして、その他の聴取料でもつてふえて参りましたところの財産は、これは会員に返すということではできないのでありまして、これは何らかの他の同じまうな事業を営む者、あるいはその他別に定むるところによつて、この財産を継承しなければならないこととなります。従いましてここに同じような目的を持ち、しかも法律によりましてさらに性格がはつきりいたしまして、公共的な色彩を持つたところの放送協会ができるということになりますれば、これにその財産を引継ぐということは当然であると思うのでありまして、しかも新しくできたところの放送協会が、非常に公益性の高いものであるということになれば、財産をこれに移すということにいたしましても、必ずしも私有財産の没収あるいはその他の非難を受けるには当らないと私どもは考えております。ことに新しく生れましたと

ころの日本放送協会の財産は、これは国の財産ではございませんで、やはりこの法律で定められましたところの新しい協会の財産であります。従いまして必ずしも財産を没収して、国のものにしたということにはならないのであります。そういう意味合いから私どもは、この法律によりまして日本放送協会を新しい協会に直すということにつきましては、その妥当性を考えておる次第であります。

次に料金を決定するのはどうかという御意見でございますが、これは先ほどの御質問で御説明いたしましたように、私どもはこの料金は日本放送協会と聴取者の契約ではございますが、法律でもってこれを強制しておるのであります。自分がいやだからと言って、契約を結ばないというわけには行かないのでありまして、最後に裁判所で問題になったときも、やはりこの条文が生きて来ると思うのであります。そういう意味合いにおきまして、国民を非常に縛っておる。しかもその料金が高いとか安いとかいうことは、直接国民に非常に影響するものでありますから、これを国会においてきめていただくということが、一番適當ではないかと考えておる次第であります。

なおもう一つ、国会の審議は不必要ではないかという御意見がございましたが、これにつきましても先ほど御説明申し上げましたように、このようなやり方をとることによつて、協会の監督権が非常に複雑になるということは、私どもも十分これを認める次第でございます。しかしながらとかく最近、官僚統制ということが強くいわれるのでございまして、このような半官的な性格を持った非常に公共的なものの強い放送協会の收支予算というものを、ただ單に政府の行政措置だけでこれを左右することなしに、一応国会に見ていただきまして、その妥当性があるかないかということ調べていただくということは、むしろ民主的の趣旨に合致しておるゆえんじやないかというふうに考えるのでございまして、そういう意味合いでこの条文を作成した次第であります。国会におきましていろいろ御審議されます必要がないということになれば、また別かと思っておりますが、私どもの案をつくりました者といたしましての考え方は、以上の通りでございます。

衆議院電気通信委員会公聴会（昭和25年2月7日）

○古垣公述人 私は日本放送協会の会長をいたしております古垣鉄郎であります。

ただいま友人の杉山君からNHKに対して、横綱扱いにされてみたり、また無能呼ばわりをされましたが、いろいろ御批評をいただいたことは非常にありがたく思っております。この中で参考になるところがありましたら、大いに考えて利用したいと思っております。何分杉山君は今一生懸命に勉強しておられ、放送についてはまだ御経験がないように思います。この貴重な時間に、委員の皆様のために私の意見を用意して参りましたから、その点には触れないで、私の放送法案に対する意見を委員の皆様へ申し上げたいと思っております。

私はこの法案が、その第一條に掲げられておりますところの原則、すなわち放送が最大限度に普及されて、その公共性が十分に保障されること、及び放送の自由を確保して、放送が健全な民主主義の発達に資することを理想とし、目標とする点において、この法案に賛成し、そのすみやかなる通過を希望するものであります。

まことに放送事業は、他のいかなる企業にも見ない特殊かつ微妙な、いろいろの性格や機能を持つものでありまして、従つて他の類似の事業、たとえば新聞とか、映画とか、あるいは講演会とか、学校とか、さらには鉄道とか、配電事業というようなもので、簡単に類推することはできないのであります。従いまして民主主義の発達しております諸外国におきましても、放送事業の形態は種々にわかれております。米国ではたくさんの商業形態が競い合つて存在しておるかと思

えば、民主主義の制度においてきわめて堅実な発達を遂げでおりまする英国では、初め商業形態であつたのを数年後改めまして、二十数年この方、単一独占の公共事業体として、BBC一本で経営して、英国民全体にサービスしております。また民主主義の先進国フランスその他の欧州諸国では、官営の独占形態で放送が行われております。さらにまた英国の海外自治領たるカナダや濠州においては、公共放送と商業放送の二本建ての形態になつております。わが国のこれまでの放送形態は、英本国のそれと非常に似ておりまして、私どもは英国のBBCを放送事業における先進として、大いに学んでおるのであります。それが今回の新しい法案によりまして、こうした公共企業体を中心として、さらにこれに米国の自由企業の形態を配することになつたものでありまして、これは主としてカナダ、濠州の例にならわれたものと拜察いたすのでありますが、ここに注意すべき点は、カナダ、濠州の場合におきましては、公共放送と商業放送とは明らかにその目的、使命または地位、もしくは業務範囲を異にした立場で存在しているということでありまして、三年ばかり前、対日理事会において数回にわたつて、日本の放送はいかなる形態で営まれるのが平和的で、かつ民主的であるかという問題が審議されましたが、そのときもある代表は、単一の国営形態が最も適当であるという意見であり、ある代表は、放送企業のいかなる形態が最も平和的、民主的であるかということは、その国々の特殊なる事情によつて相違していて、一律には言えないという意見を述べたのでありますが、まことにその通りで、いまだ世界中に放送の理想的形態というものは存在しないのでありまして、各形態に一長一短があるわけでありまして、それゆえ外国の立法例はいかに優秀な制度、形態であつても、日本の特殊な地理的條件、経済の現状、文化の水準、放送事業の発展過程、並びに割当周波数と受信機の普及事情を無視しては、これを適用するわけには参らないのであります。それゆえに放送が単一独占形態だからといつて、ただちにこれを非民主的であると評したり、あるいはもし今新聞が日本に一つしかなくなつたらどうか、それと放送は同じだなどと、單純に類推して批判するような種類の議論は、あまりにも放送という電波科学の性能を無視した考え方であり、また新聞や世論が十分に発達した英国、少くともわが国よりはるかに発達した英国、その他諸外国の事実を無視した議論であることが、おわかりになることと考へます。御承知のごとく英国にあつては、新聞や通信事業が実によく発達しておりながら、放送は英国の事情に従つて、単一独占の公共企業形態をとつており、しかも英国の放送は、世界中で決して他のいずれの国にも劣らぬ発達を見ておりますことは、自他ともに認めるところであります。ことに英国BBCの第三放送のごときは、独占事業であればこそ初めてできる種類のものであり、これは他の国の放送がとうていまねのできない優秀なものなのであります。さらにまたBBCが放送や出版等によつて提供するニュースや情報は、その正確と公平、穩健な点において、国の内外で好評を博し、英国のみならず、日本でも、さらに世界各国で大いに利用され、敬意を拂われているところであります。

私はかような考えから、今回の放送法案は、初めに申し述べましたその趣旨を基礎として、放送の公共性と、放送事業の自主性という二つの大原則を打ち立てて、実現されるべきものと信じます。すなわち日本全国どこでも聞かれる公共放送を中心として、これに配するに自由企業の商業放送をもつてし、両者の短を補い、かつ両者の長を十分發揮せしめるという趣旨であらうと拜察いたします。この意味におきまして、この法案は確かに進歩的な、また野心的な法令でありまして、私どもはそれが国民全体の利益を増進することであり、少くともそれが国民大衆の利益、利便を現実にそこなわない限り、新しくできるであらうところの商業放送に対して、協力を惜しむものではありません。NHKは世間でいろいろと手きびしい批判をこうむつてはおりますけれども、何と申しまして、わが国においては唯一の経験者であり、しかも二十五年という世界の放送史上で比較的長い経験を有する事業体でもありますから、私どもは今後商業上の目的をもつ

て新しく放送をお始めになる他の事業者に対しましても、その健全な発達に及ばずながら欣然御加勢いたしたいと考えるものであります。私どもはこの見地から、放送事業の各部門について、具体的な協力方法の検討を進めたいと考えておるのであります。

しかしながらこの法案について、一部でNHKに対する保護が過ぎるということをお聞きしていますが、それはおかしいことであると思っております。NHKに対する保護とは何か。それは国民全体の利益のみを目標とする公共放送の保護、国民の保護ということであり、国民の保護が過ぎるということは、まことにおかしい考え方であり、私どもは国民中の一部分の人々の利益を考える前に、国民全体としての利益を考えなければならないと思っております。公共の利益を優先せしめるという天下の公理は、新憲法にも明らかにされております通り、この法案をも貫く根本的な精神であると考えております。そうでなければ、われわれは二兎を追つて一兎をも得ない愚を侵すことになることを恐れるのであります。

NHKは巷間に若干誤り伝えられておりますような、ことさらに電波の独占を企図しているような事実は毛頭ありません。ただ日本という特殊な地理的條件のもとに発達しました放送事業が、限られたわが国への電波の割当範囲内で、しかも国民の経済的負担能力に相応した簡易、低廉な受信機の普及しております実情のもとにおきまして、いかにすれば混信なしに、しかも国民に犠牲と過度の負担を與えないで放送が行えるかという観点から、検討している次第であります。従いまして商業放送を行うために、混信による聴取者の迷惑もやむを得ないとするような議論は、はなはだ遺憾とするものであります。放送は電波を使用する事業であります以上、混信を前提とするがごときいかなる議題も設備も計画も、国の政策としては成立し得ないと思っております。

またNHKの第二放送網拡充の五箇年計画も、昭和二十三年に計画され、目下進行の途中にありますが、この進行途中の第二放送の形を指摘して、その効用は充分でないから、これを分割して、他の事業者の運営にゆだねようとする御意見や、また商業放送局の所在地にはNHKの第二放送を中止せよとする御意見もあるようでありますが、NHKの公共放送は、地域的に見まして全国を対象とする全中プロがあり、数県をブロックとする管中プロがあり、また一県一地方を単位とするローカル・プロがあるのであります。また聴取者の階層、年齢、職業、教育程度の区別に基づく特殊な対象別につきましても、それに当てはまるような報道、教養、娯楽の番組のためには、第一放送のみでは国民聴取者に選択の自由が與えられないばかりでなく、とうてい番組は編成し切れないのでありまして、このため第二放送網の完成を急いでおり、この完成をまつて、第一放送と第二放送による表裏一体の公共放送網を国民大衆に提供して、その要望にこたえようとしているのであります。

次にぜひ申し上げたいのは、放送の自由、つまり企業の自主性保障の点であります。放送の自由は、単にその番組の編成を保障するのみでは、決して達成されるものでありません。企業全体を、その組織や経営や人事や財政の面で、事業者の自主性を確立しなければ、自主独立の放送ということは成立しません。この点で新しい法案の規定は、若干御再考を煩したいと希望するものであります。たとえばこの法案では、日本放送協会の重要な問題を国民的基盤で審議させる方式として、経営委員が任命されておりますが、この協会の経営の最高機関であります経営委員会は、法案によりますと、その決定は一つとして最終的な決定とはならず、その議決事項はいずれも、政府機関や国会の承認や認可を経なければならないことになっておるのでありまして、これでは経営委員が国民大衆の代表として、公共放送の運営に参加しております目的は、一体何であるかにとまどうのであります。経営委員会は最高機関として、国民のために方針を最終的に決定することが、公共放送のあり方として適当であろうと存ぜられます。

次には、公共放送に対する監督行政の一元化についてであります。この法案によりますと、監督行政の主管の官庁は、一応電波監理委員会でございますが、さらにこの他に国会、内閣、大蔵省、会計検査院にも、認可や承認や検査を受けなければならないことが、多数あるようになっております。これでは、それぞれの機関がそれぞれ独自の立場で監督に当られたり、さらには一つの事項につきましても、二つも三つもの複雑な監督を受けます場合などは、協会がその間に立つて困難いたすばかりでなく、協会事業が停滞させられることも予想され、ひいては放送事業の健全な運営が阻害されるおそれも出て参るのであります。特に機敏に仕事を進めてこそ、初めて放送のような動きのはげしいものの使命が果されるのでありますから、監督機関の複雑さはどうぞ一元化して、すつきりとした形にさせていただきたいと希望いたします。

なお協会の予算、事業計画、料金決定の手續についてであります。公共放送が国民生活に至大の影響を持ち、その事業計画や予算が、国民の文化、経済につながっておりますだけ、国民の代表であられる国会の批判の対象となりますことは、当然と考えられるのであります。しかし財政的にこれを国家予算と同一な高さで、国会の御審議を願うこととしてありますことは、やや複雑に過ぎるのではないかと思います。率直に申し上げますと、聴取料金はガス、水道、電気と同じく、主務官庁が認可し、事業計画や収支予算は経営委員会がこれを決定し、さらにはこれらの事業の実績を国会に報告して、その御批判をいただくというのが、放送事業の機動性にも合い、かつ監督のあり方としてもバランスを得ているのではないかと存じます。

放送のごときものの公共性は、監督の嚴重さで維持するというよりも、経営委員への信頼と、国民の直接の批判の声、または国会の御批判を仰ぐという形の方が、これを維持するのに適当な、かつ実際的な方法であろうと存するのであります。

以上貴重なお時間をいただいて述べさせていただきましたが、なおさらに小さい部分の意見につきましては、文書をもつてお手元に差上げたいと存じます。

これを要するに公共放送の対象であり、目標とするところは、国民自身でありまして、決してある一部の広告主でもなく、資本家でも企業家でも投資家でもなく、あるいはある一定の主義やある主張を追究するところの団体や個人でもないものであります。どうぞこの国民全体を対象として純粹に国民の利益を代表する公共放送の運営の点に、遺憾の点がありませんよう、電波という特殊な複雑微妙な科学の世界で仕事をいたしますのに、最も適当な方法を御考慮願ひまして、かかる公共放送が十分にその公共性が保障され、同時にまた国民奉仕のこの文化財が、十分にその機能を発揮できますような自主性が保障され、確立されますよう、国民の代表者たる皆様の深い御理解と、御考慮をお願い申し上げて、私の陳述を終わります。(拍手)

参議院電気通信・文部委員会（昭和25年2月15日）

○政府委員（網島毅君） 放送法案の概要を御説明申し上げます。

放送法案は、その第一條に示してございましてその放送の三つの原則に従ひまして、放送を公共の福祉に適するように規律いたしまして、その健全な発達を図ることを目的として立案されたものでございます。この法案は、放送の経営及び規律に関する各国の例を研究調査いたしまして、その長所を採り、且つ我が国の国情も十分考慮いたしまして立案したつもりでございますが、この放送立法につきまして、世界に一つの新例を開くものではないかと考えておる次第でございます。

この放送法案の特色といたしますところは、第一には、我が国の放送事業の事業形態につき

まして、全国津々浦々に到るまであまねく放送を聴くことができるように放送設備をいたしまして、全国民の要望を満たすような放送番組を放送する任務を持ちますところの、国民的な公共的な放送企業体の一つ作りまして、これと対照的に、個人の創意と工夫とによりまして自由闊達にこの放送文化を建設高揚する自由な事業としての放送企業体、いわゆる一般放送局或いは又民間放送局というものを配しまして、この二つのものがそれぞれお互いに長所を発見すると共に互いに短を補いまして、お互いに啓発し合うことによつて、国民が十分この放送文化の福祉を享受できるようにということを冀つて立案されたのでございます。

次にこの公共的な放送企業体といたしましては、現在我が国の放送を独占的に実施しておりますところの日本放送協会が、今日約六千人の社員によつて構成される社団法人であります。新たにこれに代りまして、全国民に基盤を持つ公共的な、特殊法人であるところの新らしい日本放送協会を設けようというのでございます。そうして現在の社団法人日本放送協会の設備、人員、権利、義務等の一切をこの新らしい日本放送協会に移しまして、現在の社団法人日本放送協会は解散するものといたしましたのでございます。従いまして新らしい日本放送協会は公的の性質を持ったものでございまして、全国民が国会を通じましてその業務の運営、財務等につきまして必要な監督を行うことができるように考えられておるのでございます。

以上は放送法案の大要でございますが、更にこれに若干敷衍いたしまして申し上げますと、放送番組につきましては、第一條に、放送による表現の自由を根本原則といたしてございまして、政府は放送番組に対する検閲、監督等は一切行わないのでございます。放送番組の編集は放送事業者の技術に委ねられておりますが、これを全然放任するというものではございませんで、この法律でいわゆるラジオ、コードの根本と申しますか、その要点を規定いたしまして、放送の準則というようなものを定めてございます。

次に日本放送協会の性格でございますが、日本放送協会はこの法律によつて目的が與えられ、設立される法人でございまして、民法に基いて設立されるところの公益社団法人或いは又財団法人というものでもございませぬし、商法に基いて作られますところの会社というものでもございませぬ。この法律によつて日本放送協会、現在の社団法人日本放送協会から継承するところの財産を運用しまして、経営委員会という議決機関、会長その他の執行機関等を持つところの特殊な法人でございまして、協会の行います業務は第九條に掲げてございまして、その業務につきましては特に嚴重な制限を設けまして、放送事業に関係あるところの事業に協会が大きな支配力を持つたり、或いは又その事業の死命を制するというものがないように、受信機器を認定したり、無線用の機器の製造業者、或いは販売業者及び修理業者の行う業務を規律又は干渉するというような行為を禁止してございまして、又放送受信用機器の修理場所も自由にはいたしませんで、電波監理委員会が特定する場所に限つて行い得るようにならした。受信機修理業者の権利を保護するように考慮されてございます。協会の業務の経営を民主的に行うために、協会には先程申し上げました経営委員会を置きますが、この経営委員会は、協会の経営方針を決定し且つその業務の運営を指導統制するものでございまして、委員八人と放送協会会長で組織されますが、この委員は両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命することになつております。この委員の任命を両議院の同意を得るといふことにいたしましたのは、内閣総理大臣が自分独自の判断で一方向的に任命することのないように、又国民の代表でありますところの両議院の同意によつて、国民の意思がそこに反映されるというように冀つたのでございます。又委員を選任する場合には、放送が全国にあらゆる分野に関連する文化的な事業であり、且つ非常に公共性の強い事業でありますからして、文化・科学・産業その他各分野が公平に代表されるように考慮いたしますと共に、全国を八つの地区に分けまして、その各地区から一人づつ任命されるように定めてございます。

会長につきましては、会長は協会の業務を執行する最高責任者であります。議決機関でありますところの経営委員会と執行機関との一体制を保ちつつ協会の業務の合理的な円滑なる運営を図りますために、この会長は経営委員会によって任命されるということにいたしまして、又会長をこの経営委員会の構成員といたしておるのでございます。

衆議院電気通信委員会（昭和25年4月4日）

○中村（純）委員 ただいまの点はそれで承いたしました。

次には三十七條に關します問題でございますが、この條文によりますと、協会の收支予算、事業計画、資金計画は、電波監理委員会の審査を経た後に、内閣を経て国会に提出をして、国会の承認を受けなければならないということに相なっておりますのでございます。むろん日本放送協会は、これまでは社団法人という形において、運営をせられておつたのでございます。従来といえどもむろん公共的な性格を持つておつたことは間違いないのであります。この法律の成立を見ました場合におきましては、これはさらに特別なる立法による、特別なる公共的な性格を持つた国民的な機関という性格がますますはつきりし、ますます拡充せられて参るのであります。従いましてこの見地からいたしまして、この協会の事業運用に関する基本的の問題が国会に提出せられて、その承認を受けなければならないということは、やはり一つの考え方であろうと私も思うのでありますけれども、同時に日本放送協会の業務の内容というものは、いわば言論機関、あるいは新聞通信社のような仕事に、非常に類似した内容を持つておるものでありまして、時々刻々に起つて来るところのいろいろの社会現象に絶えず遅れないで、マッチして運用されなければならないところの、基本的な性格を持つておるものであります。加うるにこの協会の事業運営の基本問題を決するにあたりまして、まず協会の内部において経営委員会が設けられ、さらにまた電波監理委員会の審査を経ることになつておるのであります。しかもこれらの二つの委員会の委員は、いずれも国会の承認を経て、委員が任命せられることになつておる。すなわちきわめて民主的な形態と実質を持つた委員会において審査せられる過程を経て、そうして最終的に国会にこれが提出せらるるものでありますので、かような点をあわせ勘案いたしますときにおきまして、国会において審査し、承認を受けるところの対象であるこの收支予算、事業計画、資金計画等は、協会の事業活動の機動性と申しますか、自主性と申しますかを、十分に確保する必要があるという見地からいたしまして、これらのものはごく要点的な部分に関するものだけで、十分にその目的を達し得るものと私もは考えておるのでございますが、その点についての政府の御見解を承りたいのであります。

<中略>

○小澤国務大臣 お答えいたしますが、この規定の中にあります毎事業年度の收支予算を、国会の承認を経るといふようにするのが妥当であるかどうかという問題でありまして、さらにもし妥当であるとするならば、その提出するところの形態、あるいは実際の審議する目標は、どういふところに置いてあるかという御質問であります。この点につきましては、政府で立案するに際しましても、いろいろ中村君の所論のような議論もありまして、相当検討もいたしましたのであります。結論において、聴取料が法定化されまして、国民が法律の力によつて負担するという形、ちようど国民の税金と同じような態勢を整える以上は、その取立てた聴取料の收支というものは、国家、国民の代表である国会が、主管という形はよろしくないであろう。こういう意味から、一

応承認を受けることが適当という結論になつたのであります。しかしながらこの公共企業体は、單純に官庁行政と同じように考えることは、かえつてこの企業体の発展なり、運用というものを、相当に阻害するおそれがあるのでありまして、どこまでもやはり企業体の形が望ましいのでありまして、一つの弾力性のある程度持つということによつて、この事業が国民諸君に対する希望にこたえるゆえんであると考えますので、今申し上げました承認ということは、官庁の予算のように、たとえば款項目を設けるとか、節を設けるとかいうこまかい問題ではなくして、予算の大綱というもの、この運営は大体この程度で行くならけつこうであろうという、国会の監査ができる程度のもを出せば足りる、こういうふうを考えております。しかもこの普通の国家予算とは違ひまして、款項目にわたつて修正をすとか何とかするというような問題ではなくして、結局一括してイエスかノーかというような形、たとえば他の法律にもありますし、この法律にもありますが、委員の任命については総理大臣が推薦して、国会がこれを承認しなければならない。その承認と同じような範囲で、イエスかノーかということだけを国会で承認を願う趣旨であります。従つて国会の審議に対しましても、予算委員会等に出る問題ではなくして、おそらく主管委員会にこの問題を付託する場合には、かかるような構想で出しております。しかしこれは事国会に関する問題でありますから、国会の方々の御意見も十分承つて、適当に処置をしたいと思つております。

<中略>

○中村（純）委員 ただいま国会の審議及び承認等の対象となるその事柄の内容につきまして伺つたのでありますが、次にお伺ひいたしたいのは、ただいま大臣の御答弁の中にも触れておられましたが、国会における審議の手續と申しますか、方法の問題であるのであります。この種のもものが国会の承認を受けなければならないということは、おそらくこれは他に類例のない処理方法であろうと考えます。ことに事柄の本質が、ただいま大臣から御答弁のありましたように、これはむろん国家の予算そのものではないのであります。またいわゆる政府関係機関の予算でもないとは私と考えておるのでございます。何となれば、政府関係機関といわれておりますものは、各種の公団あるいは鉄道、専売公社のごとく、その資本金が政府の出資にかかり、またその団体の收支が、結局国の予算と直接の関連を持つておりますものでありまして、この種のもは、形をかえた国家予算であると考えてしかるべき本質を持つておるものでございまして、この放送協会の收支予算等に関しましては、これはまったくその性質を異にいたしておるものでございまして、国家本来の予算、財政等とは無関係のものであります。ゆえに、ただいま大臣がその御答弁において一端に触れられましたごとく、国会におきますところの審議の方法等につきましても、ただいま申し上げましたようなこの事柄の本質に従つて、最も簡便直裁なる方法によつてこれが審査せられ、承認が與えられるような手續になることが、当然であろうと考えておるのでございます。この点は大臣のただいまの御答弁の中にも触れられておりましたが、事が重大な点でございまして、なお重ねて御答弁をいただくか、さらにまた国会の法制局のお方のお考えも承ることができれば、なおお任せであります。

○小澤國務大臣 この公共企業体が、専売公社あるいは日本国有鉄道と、どういふふう性格が違ふか。こういう問題については、私は現段階では、設立の事情等からして、違つておると考えるけれども、大きなねらいは同一だと思つております。いわゆる専売公社にいたしましても、日本国有鉄道にいたしましても、公共企業体という運営が一番いい。そういう結論に対しては同じものだと思いますが、従来の国有鉄道あるいは専売公社は、全部日本の政府の資金で発足し、経

営して参つたものが、公社になつたのであります。これは政府では一文の出資もなく、同じような公共企業体になるのでありますから、そこに違いがあります関係上、予算上の措置にいたしましても、一方は従来の官庁機構とほとんど同じような予算審議の仕方になっております。これは今申し上げた通り資金の関係が、政府は一文も出資しておりません。しかし公共企業体としてのねらいは、まったく同じであります。そういう関係から、専売公社、国有鉄道と同じような審議をするのではなくして、もつともつと簡単な審査を願うという趣旨でけっこうじやないかと思ひます。たとえば労働関係法の適用にいたしましても、一方は行政機構からいわゆる公社になつた。これは一般組合から公共企業体になつたのでありますから、公共企業体労働関係法というのは、これには適用しないというような点も、趣旨は同一でありますけれども、今までの経過、あるいは設立された出資金は非常に異なつております。片方は今まで民間の会社が、公共性を帯びて公共企業体に近づいたものだ。一方は完全な行政機構であつたものが、だんだんに企業体化されて来た。そこに距離があります。これがあるために審議にあたつても、それだけの違いが出て来るものと考えます。

○川崎委員 ただいまの中村君の質問と同様の角度からの質問であります、大臣からいま一度明快に御答弁願ひたいことは、三十七條二項によつて、内閣を経て国会に收支予算及び事業計画及び資金計画を提出して、その承認を得なければならぬということになつておりますが、この文面そのものを読んだだけでは、今中村君が質問された疑義が出て来るわけであり、ことに日本国有鉄道法のこの條文とひとしい條文を読んでみますと、そのあとへ持つて来て、予算の形式、内容については、大蔵大臣及び運輸大臣の協議によつてこれを定め、国会が承認をしたものに従うというような意味のことがはつきり書いてあります。今の答弁によつて、ようやく全貌がわかつて参つたのでありますけれども、答弁によつて初めて解釈が明らかになるというような法律では、私は不備ではないかということを感じるのであります。何ゆゑに三十七條の関連條項において、予算の形式、内容についてはどういふふうにするということをやつたのか。この点を伺つておきたいと思ひます。

○小澤国務大臣 お答えしますが、川崎君のお答えのように、うたうことも一つのりくつであります。従つて私はまつこうから川崎君の考え方を反駁するものではないのですが、しかしながら先ほども申し上げました通り、日本国有鉄道の方で予算の出し方までも設けたということは、どこまでも国家資本でやつたものであつて、形式的にはどうしても今までの国家の予算と同じような程度で、国会の承認あるいは審議を仰がなければならぬという建前が、非常に大きく現われておりますし、私の方では先ほど申し上げました通り、これは政府の出資ではないのであつて、ただ聴取料というものを法文化する以上は、やはりどうしてもその結末であるところの予算というものを、国会において一応承認する形でなければ、つじつまが合わぬという点を考えまして、むしろ予算形式等を国がただ決定しまして、しかも国務大臣がその予算の形式まで定めるということになりますと、非常に官僚主義といいますか、政府の圧力が加わるような形になりますので、むしろこれは避けて、こういう形式等もあまり用いないで、できるだけ実質的な形のものを出す方がよからう。こういう趣旨で出したのであります、しかし議論をいたしますと、川崎君の議論は決してこれに反駁を加える議論ではないと思つております。感じからそういうような結果になつております。

衆議院電気通信委員会（昭和25年4月7日）

○高塩委員 ただいま議題となりました電波法案及び放送法案に対する修正案に関し、その提案の趣旨並びに内容の御説明を申し上げます。

本委員会におきましては、昨年十二月二十二日及び二十三日、電波法案、放送法案及び電波監理委員会設置法案の付託を受けまして以来、これら三法案が、わが国の電波行政及び放送事業の将来を左右すべき重要案件たるにかんがみまして、十数回にわたる会議を開いて、政府との質疑応答を重ねましたほか、電波監理委員会設置法案につき内閣委員会と、放送法案につき文部委員会と連合審査を行い、さらに二月上旬、放送法案に関して二日間、他の二法案に関して一日間の公聴会を開催、三十一名に上る公述人から意見を徴し、その他の国会に寄せられた請願、陳情、意見書はもとより、新聞その他に現われました世評、輿論も、入手し得るものはことごとくこれを考慮の中に加えまして、慎重審議に当り、ようやく本月四日に至つて、法案に対する質疑を終了したのであります。この約三箇月に及ぶ検討の結果、委員多数の意見といたしまして、電波法案、放送法案の一案につきましては、政府原案はその大部分はこれを適切妥当と認めますが、なお若干の点において修正を必要とするとの結論に達したのであります。よつてこれら委員相はかりまして、両法案に対する修正案を作成し、電波法案については自由党、日本社会党、民主党、国民協同党及び農民協同党の、また放送法案については自由党、民主党、国民協同党及び農民協同党の各党共同提案として、本日ここに本案を提出いたしました次第であります。以下右修正案の内容に関し、概略を御説明申し上げたいと存じます。

まず放送法案に対する修正案は、本則二十二箇條、附則五項にわたる修正であります。その中、主として立法技術上の理由によるものを除き、重要な修正点のみについて申し上げます。第四條第一項は、訂正放送に関する規定でありまして、原案によれば、放送事業者が真実でない事項の放送をした場合、その事項に関する本人または直接関係人から請求があれば、事業者は請求を受けた日から二日以内に、訂正取消しの放送をするか、または本人等に弁明の放送をさせなければならないことになつております。この規定は、実行上種々の障害を惹起するおそれがありますので、修正案におきまして、訂正の請求は、権利の侵害を受けた場合に限ること、請求の期間を放送のあつた日から二週間以内とすること、請求を受けた事業者は遅滞なくその放送の真偽につき調査すること、調査の結果真実でないことが判明したときは、その日から二日以内に訂正取消しの放送をすること、本人等の弁明放送は認めないことの五点にわたる修正を加えたのであります。

第九條は、日本放送協会の業務に関する規定であります。修正案は、第一項第四号の協会の研究活動の範囲を拡張して、放送番組に関するものを加え、第二項第四、五、六の各号と第五項に関し、協会の業務範囲を明確にいたしました。第十六條第一項につきましては、放送と教育との密接な関係にかんがみまして、経営委員会委員選任の基盤分野に、文化、科学、産業と並んで教育を加えることといたしましたのであります。

第三十二條第二項は、協会が徴収する受信料は、月額三十五円とする旨の規定であります。この金額は現行のものをそのまま踏襲したにすぎませんので、原案に盛られている受信料法定の趣旨を貫くため、修正案におきましては、この規定を削除し、新たに第三十七條に一項を追加して、受信料の月額を国会が同條の規定により、協会の収支予算を承認することによつてこれを定める旨を規定するとともに、附則に一項を設け、国会が受信料の額を定めるまでは、その月額を三十五円とする旨の経過規定を置くことにいたしましたのであります。

第四十四條は、協会の放送番組編集上の準則でありまして、その第三項は、いわゆるラジオ・

コードに相当する規定であります。諸般の角度から検討の結果、修正案におきましては、公安を害しないこと、政治的に公平であること、報道は事実を曲げないですること、意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすることの四原則をもって規律することが、最も適当であるとして、原案に対し所要の修正を施したものであります。

なおこれとともに放送事業は民間放送といえども、高度の公共性を帯びるものでありますから、協会放送に対して要求されるこのラジオ・コードは、民間放送に対してもまた要求さるべきものであるとの見解に立つて、修正案は第五十二條の次に一條を設け、前述の四原則を一般放送事業者に準用するごといたしました。

第五十條に関する修正は、協会解散の場合、残余財産は国に帰属することといたしまして、第四十八條の規定による免税の根拠を設けたものであります。

次に電波法案に対する修正案は、本則十六箇條、附則六項にわたっておりますが、その多くは立法技術上の理由に基く修正でありますので、御説明を省略し、重要なもののみについて申し上げます。

第四十五條第三項は、無線従事者国家試験の免除に関する規定であります。修正案は免除の条件の緩和をはかるとともに、場合によつては試験の全部を免除することがきでることとし、第五十條第一項船舶無線電信局の通信長の資格条件についても、実情にかんがみ、若干緩和する修正を行ったのであります。

第七十一條は電波監理委員会が公益上の必要により、無線局の周波数または空中線電力の指定を変更する場合の規定であります。原案によりますれば、この変更は、当該無線局の目的の遂行に支障を及ぼさず、かつ無線設備の変更を要しないか、軽微な変更にとどまる場合に限り、規定の運用上支障を生ずることが予想されますので、修正案は所要の修正を加えるとともに、変更によつて生じた損失は国が補償することとし、これに関する規定を追加いたしました。

第七十六條は、無線局の運用の停止、制限及び免許の取消しに関する規定であります。原案においては、これらの処分をなす場合を電波法またはこれに基く命令、処分に違反したときに限っておりますのを、放送法関係の場合をも含めることに修正いたしました。

その他第一百十二條、第一百十五條の刑罰規定の一部の修正によりまして、刑罰の軽減をはかり、附則に一項を加えまして、電波法施行後三年間、特定の近海区域においては、第二級無線通信士が主任として国際通信に従事し得る旨の経過規定を設ける等に修正を行いましたほか、附則第一項の施行期日を、公布の日から起算して、三十日を経過した日を改めたのであります。この施行期日の修正は、法案審議の状況及び公布後の実施準備期間を考慮したものであります。放送法及び電波監理委員会設置法の施行期日は、いずれも電波法施行期日と一致するようになっておりますことを、念のため申し上げます。

以上をもって修正案の御説明を終わります。

前にも申し述べましたごとく、この修正案は、本委員会かこの重要法案付託の使命にこたえ、あらゆる角度から原案を精細に検討いたしました結果の集積でありまして、これによつて誤りを正し、足らざるを補い、原案をより完璧なものにいたしましたものと信ずるのであります。何とぞ全会一致御賛成あらんことを希望して、私の説明を終わります。(拍手)

参議院電気通信委員会（昭和25年4月21日）

○中村正雄君 大臣にお尋ねしたいことがございますが、或いは今までの委員会で各委員から御

質疑になつておる点があつて重複するかも知りませんが、そういう場合は簡単に御答弁願つたら結講であります。

第一にお尋ねしたい点は、放送法案の三十七條以降の関係であります。協会の收支予算並びに事業計画、資金計画、これは国会の承認を経なければならない。こういうふうになつておるわけですが、国会の承認を求める場合は国会の審議権というものはどういふ点まで及ぶのであるか、この点につきまして大臣の御所見を承わりたいと思います。

○国務大臣（小澤佐重喜君） 中村君にお答えしますが、この問題は衆議院におきましてもいろいろ論議されたのでありまして、又政府から本案を提出する際にも相当検討された問題であります。即ち法律的に考えますというと、このNHKは大体日本国有鉄道、或いは専有公社というようなものと同じ線に進むのでありますけれども、よつて生じました財産関係、例えば日本国有鉄道、或いは専売公社というものは一切を挙げて国の支出にかかつております。併しこのNHKの方は御承知のように政府の出資というものは殆んどないのでありまして、すべてが民間の資力によつて育成発展して現状の姿になつておりますので、従つて国会或いは政府のその財政経理に対する関与というものも、多少経過的には考えた方がむしろよろしいのではないかというような点から、日本国有鉄道の予算を国会が審議するとは違つて、もつと軽い意味で見た方がむしろ将来の協会の発展のためによろしいのではないか。こういう見地から例えば日本国有鉄道、或いは専売公社のような予算の細目に亘る補正権というようなものを認めるような筋ではなくして、一応極く大要の予算事項を報告いたしまして、そうしてこれを一括して承認を願うというような趣旨、もつと具体的に申し上げますならば、例えば人事の問題でよく最近の法律で政府が提案して国会がこれを承認するというあれがありますが、その程度の承認で、従つて款項目の修正とか何と何という問題は起さずに、ただ総括的に判断してイエスというか、ノーという程度の審議を求めるというような見地でこの法案が出されております。併し文字そのものから見ますと必ずしもはつきりしませんが、政府の考えは今申上げましたような構想になつております。

<中略>

○中村正雄君 大臣のお考えでは国会に修正権なし、こういうふうなお考えであるかどうか、もう一度聞きたい。

○国務大臣（小澤佐重喜君） 政府の提案のこの法律案に関する限りはそうであります。

<中略>

○中村正雄君 それは條文になれば仮に三十六條には協会の事業年度が四月に始つて三月に終るといふことになりまして、三十七條では、事業年度の收支予算と書いてあるわけで、一般の国の予算のような暫定予算を出して、国会の承認を得るといふことは規定がなければできないといふことは、一応考えられると思うのです。その点は別にしまして、次にお尋ねしたい点は、先程大臣からこの收支予算なり、その他につきまして、国会に修正権がない、イエスカノーかだけの審議であると、こういうふうにお考えになつておるといたしますれば、国会の承認を求める意義がどこにあるか、言い換えればこの協会の收受する受信料というものは、大体税金と同じようなものであるといふことは、基礎において政府機関でもないものに対しまして、会計検査をやらせ、そして税金を使うのであるから、国会がすべてタッチしなければいけないと言つて、国会の承認を求めている。そういたしますれば国会がこの予算を不適當であるからこうしなければならない

ということの修正意見は、もう三十七條のところは、私はこの国会の承認を求めるという規定が無意味になつて、そうであれば国会に報告だけでも何ら変らない。丁度決算報告と同じようにイエスカノーカだけをするのであるならば、国会の承認を求めるとはなして、国会に報告したらいいじやないかということになるのじやないか。従つてここに承認と書いてある以上はやはり修正権もあるところの実際上の審議権がなければ私は三十七條の趣旨は一貫しない。この点につきまして再度大臣の御答弁を要求したいのであります。

○国務大臣（小澤佐重喜君） これは報告というのは、全然国会に採決権がない問題でありまして、お話のように国会予算のように修正権がある制度は、国会の審議権がフルに活用される場合であります。それから報告だけという場合には殆んど監査的な問題でありまして、内容を調査するというだけで積極的な国会の権力が及ばない場合です。私の今いわゆる承認というのは、その中間の狙いでありまして、そうしてつまり予算を款項目まで査定権があるかということになりますと、国会の権力が余り公共企業体に注がれ過ぎまして、むしろNHKの自主的な活動というのが、却つて困難になるではないか。その国会の承認でない、国会の報告という問題も政府部内で検討したのであります。国会の承認を完全に得る、政府予算と同じようにするか、それとも報告だけの承認をするか、而も国会には全然関係なく監理委員会だけの監督にするかという三つ、四つの意見があつたのであります。そこで客観情勢等も考慮に入れまして、この四つの方法の一つ、即ち国会の審議権がフルに活用する場合と、比較的概略的、即ち根本方針だけを承認するか、不承認するかという真ん中をとつたような意味でありまして、これは考えようによつて厳格にやるべしという見解に立ちますれば、どこまでも国家予算と同じようにやらなければならぬだろう。又NHKの先程も言つたような発達、而も財産的の発達から見れば、国会がそこまでせんでもいいじやないかということにも、今言う通り聴取料が固定されるということから国会という問題が出て来たのでありまして、その点等が参議院でも多少修正になりましたし、それから結局報告と徹底的な審議権の中間の承認というところまで考えたような次第でありまして、どの議論も一つの議論であります。四つはいずれも立つのでありまして、要はどの程度に国会がNHKの経営に対してタッチすることが適当であろうかという一つの考え方が基本になつて、どちらにも議論が立つと思います。まあ政府は今のような議論は盛んにいたしました、結論においてこの程度はどうだろうということになつております。

○中村正雄君 政府の考えは分りましたが、條文から言いますれば、その承認を受けなければならぬといたしますれば、やはり審議をされて承認を受けるわけですから、やはり修正権はあるものと考えなければならぬ。今まで各国会で議決を求めたり、承認を求めております案件との振合いなら考えまして、これだけは修正権がないのだということになれば、特別な国会法の條文なり、或いは法律の條文がなければ修正案は否定できないだろうと思う。と申しますのはこれと大体同じようなものは、今問題になつております仲裁委員会の裁定の承認と同じような形式であろうと思う。従つて政府はこの放送法案につきまして、これは修正権がないものだとおつしやつておりますけれども、あの仲裁委員会の裁定につきましては、国会で修正ができ得るといふ建前を政府はお採りになつておるわけです。それと同じようにこのままの條文であれば、政府はどういうふうにお考えになろうとも、法律自体から見ればこれは国会の審議を受ける以上は、修正も認めなくちやいけないという結果になると思ひます。これは見解の相違になるか知れませんが、私はそう考へておる。従つてもう一つお尋ねしたいのは、電波監理委員会が査定して、それから内閣を経て国会に提出するとなりますれば、この事業年度の收支予算なり、事業計画なり、資金計

画は内閣の責任で国会に出されるものかどうか、責任の帰属につきましてお尋ねしたいと思いません。

○国務大臣（小澤佐重喜君） この問題は結局におきまして最近あります例えば公安委員会とか、その他の委員会制度と政府との関係の問題になつて来るのでありまして、単にこの法律だけの問題でなくなつて来るのであります。従つてこの問題に対しては憲法の解釈上いろいろな疑義があると思うのであります。政府の意見ではありませんが、私共は日本の憲法は行政権は政府に帰属しておる、そうしてその政府がこの行政権を行使するについて、国会を通じて国民に責任を負うのだという、こういう建前から申しますと、むしろこの責任という、委員会制度というものは果して日本の憲法の精神に合致しておるかどうかは相当疑問でありますけれども、現在も現行の法律においても沢山ございしますので、とにかく内閣総理大臣の所轄に属するという意味におきまして、一応の提出者たる責任は負うのだという建前で行つておりますが、併しながら責任を負うという半面には必ずその内容として、一つの権力がなければならぬと思ひます。何の権利もないものが責任を持つということは法律上非常に合致せない考え方であると思ひますが、併し現行制度の中におきましてはすでに古くからそうした制度が採用されておりますので、少くとも提出者たる政府が、その提出したということについては責任を負うのだ。それではその提出した内容が委員会で決定したものであつて、その委員会の決定が非常に国民に責任を負わなければならないようなことのある場合は、どうかといいますれば、そうなる非常に法律的に困難と思ひますが、一応提出者たる政府は提出者たる限度において責任を負うべきだというような解釈にしております。併し私個人の法律論では余りびしつと来ない法律論でありまして、従つてこれ以上言ふと政府の根本的な考えと離れるようなことになりますので、大体私の個人の意見を参考として、現在政府の考えておる責任の所在というものを、少し一般の責任よりは軽く考えていいのではないかと、こういうように思ひます。

○中村正雄君 私は特に三十七條の点について、これはこの原案がいけない、国会の議決を要する事項にしない方がいいというふうに今まで主張しました点はそのところにあるわけで、今大臣がおつしやいましたように、提出の責任だけは政府が負うけれども、内容についての責任までは今の場合には負ひ得ないというようなお考えらしいので、軽い意味の責任とこうおつしやいますけれども、併し国会が審議する場合におきまして、国会が相手にするのは行政府しかありません。従つて具体的な実際上の問題を取りましても、然らばこの案件の提案理由の説明なり、内容の審査につきまして、答弁を要求した場合に誰が答弁するわけなんですか、その点一応お伺ひしたいと思います。

○国務大臣（小澤佐重喜君） 一応いわゆる内閣総理大臣の所轄に属しておりますから、恐らくこれに関する主管大臣が、担当大臣が出て来ると思ひます。従つて一応の正式な政府としての答弁は、この所轄の大臣若しくはそれに関連する政府委員がやることになると思ひます。併し現在もあります通り、人事院の問題につきましても、政府が一応提案者にはなつておりますが、実際の人事院における行政の内容の詳細になつて来ると、やはり人事院の方から出て来ると同じように、やはりこの監理委員会から出て来る、それでも分らん場合はNHKとの代表者も、或いは参考人とかいろいろな意味において、政府委員ではないですが参考人とか何とかの形で、国会の審議を妨げないような措置は事実上講ぜられるのではないかと、こう考えておりますが、それはただ事実上審査の問題であつて、責任をどうこうというような問題になつて来ますれば、先

程の憲法論のように考えております。

○中村正雄君 人事院の問題であれば、人事院はこれははつきりした国家機関なんですから、政府委員になり得るでしょう。併しこの場合ですよ、NHKはどういう形におきましても国会に対する政府委員にはなり得ないわけです。電波監理委員会はどうか、これは研究いたしておりませんけれども、少くとも証人とか、参考人で国会が自主的に呼ぶ場合は別でありますけれども、提案者に対しまして提案の趣旨を聞く場合に……一応提案の、政府は責任を持つけれども内容についての責任は負い得ない、そういうような国会の審議というものが、案件の審議というものが、実際問題としてあり得るだろうか。そういう意味におきまして、この三十七條の規定は非常に巧妙にできておるようであつて、実際は現在の国会の審議の組織の中に非常な異例な問題になつて来ると思います。仮に鉄道公社にしましても、専売公社にいたしましても、当該大臣がその責任を負い、又政府機関であります関係上、これは当然その責任者は来て答弁できると思うんですが、NHKはこれは完全な政府機関とか離れた、国家機関じゃないわけなんですから、そういう問題で政府がその実質上の責任を負えないものを国会に出して審議するというのは非常におかしな問題になつて来たらと思うんです。これは幾ら議論をいたしましても、大臣が自信のないお答えでありますので、この点については一応打切りますが、この收支予算と関連しまして、衆議院で修正されました受信料の問題であります、これも一応国会で決定するようになつておりますが、受信料を決定する場合には、これは收支予算と事業計画、資金計画に関連すると思うんです。どういうふうに出して来られるか知りませんが、一応考えられる点は、今の三十五円ではやつて行けないから五十円にしようという点、受信料を五十円にしまして、收支予算を組んで出して来る、こういう形態になると思うんです。受信料の決定と予算の決定とか同時になれるというわけになります、そういう場合に鉄道の運賃でありますれば、政府がこういうふうにして下さいと言つても、国会はこれでなくちやいけないと言つて運賃の変更には国会の審議権があるんですが、それと同じように收支予算ではこれではいけないということになりますれば、受信料の決定が国会の審議にかかつておる。仮に五十円に申請した場合に、四十五円が妥当ということは国会によるのだ、五十円はいけないとすれば、五十円はイエスかノーじゃなくして、受信料の決定は何円にすべきかということがあり得るのじゃないかと思われるんですが、この点大臣はどうお考えですか。

○国務大臣（小澤佐重喜君）

<前略>

要するに国会が余り詳細な権能をこの中に入れぬ方がむしろ妥当ではないかという見地からして、そういう矛盾が出て来るのであります、併し政府予算と違ひましてNHKのは三億程度のものでありますし、歳入といひましても今の聴取料が基本でありまして三十何億でありまして、割合にそれが今のような場合におけることを考慮に入れましても、国会では四十五円なら承認するというような工合に直ぐ出すくらいなことは、そう困難ではないと思つております。だけれども一番正確なのは、これは審議権全部を認めましてやるのが一番よろしいと思つております。国会の審議だけを考えますれば……そういうことになりますと、大体この予算の編成方針も法律で一応決めなくちやならないと思つております。例えば款項目をどうするかというようなことは法定しなくちやいけないと思つております。そういうふうに行きますと次から次へ財政法の適用というようないろいろなことになつて来ますので、政府の関与する範囲、国会の関与する範囲が国家機関と少しも違わなくなるといふようなことから、今のような措置を採つたのであります、それはどつちへ行つ

でも議論になるわけでございます。私共は単に中村君の考えを否定する趣旨でもありませんけれども、この程度でいわゆる監督も国会の監督権、政府の監督権をこの程度にとどめたらいいんじゃないかという感を一つ理論化したままであります、理論ではどつちでも参ります。そういうような場合には今話した通りどうも五十円では駄目だ、四十五円なら恐らく通るといような場合は四十五円を基本として案の出し直しをするというのが、今の建前であります。

○中村正雄君　そうしますと、受信料については国会は変更の権限はない、イエスカノーかだけの審議権しかない、こういうふうにお考えになつておるわけですか。

○国務大臣（小澤佐重喜君）　それは政府原案は御承知の通り法定化されましたが、これは当然国会の審議権の対象になるのですが、衆議院の修正案を基本といたしますという、少なくとも今後の予算に対しましては附則であります、御承知の通り附則の適用を受けるうちは別であります、附則の適用を受けなくなつた場合はそれは修正権がなくなる。その場合に総括的にこれは不承認となりますから、不承認になつた場合には予算編成方針から見ても適当だという四十五円の再提出をするつもりで私の方は考えております。

○中村正雄君　今審議しておりますのは衆議院から送られました修正案が中心なんです。今後の受信料の決定につきましてはいわゆる修正権はない。イエスカノーか收支予算と同じなんだ、こういうふうにお考えになつておるわけですか。

○国務大臣（小澤佐重喜君）　そうです。

○中村正雄君　もう一つお尋ねしたいのは、そういうふうにはNHKの事業計画、收支予算すべて国会の承認を経なくちやいけない。こうなつて来ますと、この法案の根本でありますこの公共放送というものを政府機関にせずには不偏不党のものにしくちやいけない、どこまでも中正を保たなくちやならないという趣旨からできておるこの協会の公共放送というものが、やはり国会のそういう予算、事業計画まですべて承認を経なければならぬとなりますれば、実際問題といたしまして、そのときどきの多数政党に対して色眼を使わなくちやいけない。又いつも不偏不党であらねばならない協会が、やはりときの政府に対しましてどうしても隷属するような形を取らなくちやいけないという結果になると思うのです。国会の承認というのは御承知のようにやはり多数決の承認であります関係上、多数党に対しまして協会が近寄らなければ協会の事業計画もできないというようなこととなります。国会の承認をあらゆる面について認めていることが、放送法案の骨子であるところの公益放送の中立性ということを阻害する。こう思うわけですが、この点につきましてどういうふうにお考えでありますか。

○国務大臣（小澤佐重喜君）　先程もお話した通り、国会のいわゆる監督権、或いは政府の監督権というものを、この公共企業体にどの程度に発動することが適当か、これが根本の問題であります。私も原則といたしましては国会には承認を受けない方が適当であるという意見を持つておつたのです。これは政府の内部を暴露するものですが、併しいろいろと検討いたしました結果、客観情勢は、いわゆる少くとも公共企業体というものには税においても特典を与えております、それから独占事業であります。それでこういうような、経営に特別の利益を与えているものに対して、国権の代表機関が全然監督しないで放任するというようなことは、国民に対して或る程度

無責任というような形も出て来るのではないかと、というふうな意見が強くなりまして、この客観情勢が私共の考えとは違った形になっておりますけれども、併しながらそれを以て私は言い逃れをするつもりはありません。結論においては、今まで言う通り程度問題でありまして、実は中村君の考えを考慮しながら、できるだけ干渉の範囲を少くしよう。そうして今のような弊害の出ることを少くしようというような意味から、むしろ款項目の審議権もなく。又修正権もないというような形を取つたのでありまして、気持だけはそこに現われているつもりであります。従つてそうした場合における運用を、十分今中村君の御指摘になつた国会或いはときの政府が、この公平であるべきNHKの運営に対してできるだけ政府の手、或いは国会の手が伸びないような姿で運用するように進まなければならんと現に考えております。

<中略>

○中村正雄君 具体的にお尋ねしたいのですが、社会通念によつて決する場合の社会通念の基本となるべきものはいろいろ考え方はあるだろうと思ひます。聴取者が聴きたいということを中心としたところの社会通念もありましようし、或いは宣伝ということを基礎とした社会通念もありましようし、いろいろあるわけで、抽象的なことによつて判断できないので、一応今政府委員の御説明のように電波監理委員会が細目を決定するというわけではありますが、一応具体的にお尋ねしたい点は、NHKがやつておる現在の放送を基礎にいたしまして、この放送で今後できないような放送があるかないかという点につきまして一応お尋ねしたい。言い換えれば現在やつておるNHKの放送で、これが民間放送ができた場合、広告放送に移るべきものがあるかないか。具体的事例につきまして政府の御答弁を願ひます。

○政府委員（網島毅君） 現在日本放送協会がやつております具体的な番組について、それをお話するようにという御質問でございますが、実は先般も申し上げましたように、現在日本の政府は日本放送協会の番組につきまして監督権を持つておりません。従いまして今日まで番組そのものにつきましてこれを監督的な意味合において検討したことはないのであります。従いまして現在直ちにその番組のどの部分をどうするというを申上げることができないのであります。この問題は一に今後の電波監理委員会が非常に広い知識経験を持つた方々から選ばれるわけでありまするから、それらの方々にその社会通念に従いまして正当な判断をして頂くのが一番適當ではないかと存じておる次第でございます。

参議院電気通信委員会（昭和26年2月9日）

○新谷寅三郎君 二、三お尋ねしたいことができたのでございますが、電波監理委員会のかたに先ず伺いたいのは、近く放送法によりまして日本放送協会の予算とか事業計画等につきまして国会の承認を求められる手筈になつております。これはこの国会としては初めてのことでありましてこの法律を見ましても必ずしも手続までは明瞭になつていないのであります。従来こういう国会の承認を要する事柄につきましては、案件によりましていろいろ扱いかたが違つたことがあるのであります。私どもこの法律を運用して参ります場合に今後の先例にもなることであるから、この承認を求める件の取扱について特に本国会においては注意して扱つて頂きたいと思ひますが、ここで伺いたいのは、この承認というものについて政府がどういふふうなお考えを持つておられますか。

二三例を挙げて申し上げますと、承認を受けなければならない、承認の要求がありました場合に、国会としてこれを修正をして承認をする、ということについて勿論差支えないという意見もありましょうし、或いは総括的に同意、不同意の意思を表示するのにとどめるのだという意見もあると思うのであります。昨年来国鉄の裁定承認をめぐるまして政府側のそれに対する解釈もいろいろ変つて来ております。そういう例もありますので、この修正をして承認をすることが可能であるかどうかということは、本委員会としても決定をしておかなければならんことだと思うのであります。それからこの承認を受けた場合に、修正承認とか、或いは全体の承認とかは別といたしまして、承認を受けた場合に政府はその承認に基いてどういうふうな実際的な手続きをされるのでありますか。即ち單に日本放送協会の收支予算とか、事業計画、資金計画を承認されたということを官報に公示されるのみにおとどめになるのか。承認せられた收支予算、事業計画、資金計画を公示されて、この内容の計画に対して承認があつたのだということを国民一般に示されるような方法をお取りになるのか。そういった問題が考えられるのでありまして、これについては政府のほうでもいろいろ御研究中だと思うのであります。政府の見解によりましては、この国会における取扱についてもいろいろ考慮すべき問題がありますので、一応その御見解を伺つておきたいのであります。

○政府委員（富安謙次君） お答えを申し上げます。

お尋ねの放送法第三十七條によりまする、協会から出て参る收支予算、事業計画、資金計画、それを国会の承認を経なければならないとあるが、その承認という意味はどういう意味であるか。例えて申すならばこれを修正するというような権限を国会が持つておるものと解するのかどうかというお尋ねの御趣旨であつたように存じております。その点につきましては、私どものほうの見解といたしましては、この承認というのは極く通俗の意味に申しまする、私法律は極めて不案内でありますけれども、この承認の意味は同意というような場合にとつておるのでありまして、只今御例示になりましたような、これを修正する権限というような点になりますと、そういう意味ではない、言い換えますればこれを全面的に同意をするか、又不同意を表すのかいずれかであつて、その内容に立入つて、例えば国家の予算を国会が審議なさるような工合に修正をするという意味ではない。そのために承認というような言葉を特に用いたとかように解しております。併しこれは放送協会というものに対する国会の、極く通俗の意味における監督の親疎厚薄の程度をどの程度まで深めて参るかということに触れるのでありまして、立法の当時にも相当突込んだ議論があつた事柄であるように私は伺つておるのであります。他の政府委員にして当時その立法のときに御審議の席上でいろいろ御説明を申し上げたりしたのを記憶しておりますので、その当時の詳しき経緯、結論等につきましては他の政府委員から御説明をさせて頂きたいと思ひますけれども、私としまして結論的に申しまするならば、只今申しましたように全面的にイエスかノーかという意味を承認という言葉でこの場合には表現しているのだ、かように解しております。尚詳細の点につきましては他の政府委員かた御説明をさせて頂きたいと存じます。

○政府委員（網島毅君） 当時の放送法り立案のときに、当時の政府委員といたしまして国会におきまして御説明を申し上げた関係上、只今委員長から申上げた点につきまして多少補足させて頂きたいと思ひます。

只今委員長から御説明のございましたように、放送法の第三十七條におきましては、国会の承認を受けなければならないという言葉を使つてございます。当時この承認という意味はどういう意味であるかということは、国会におきましてもいろいろ論議されたのであります。私どもの当

時の見解といたしましては、御承知のように国の予算につきましてはこれは議決という言葉を使っております。又公共団体の一つとしての国鉄の予算につきましても、やはり国会の議決という言葉を使っております。放送協会につきまして特にこの承認という言葉を使いましたのは、国の予算と違ひまして、これは国会に提出いたしましてその一括、同意、或いは不同意を得るという意味合からこの言葉を用いたのでありまして、御承知のように国の予算或いは国鉄の予算等につきましては、大蔵省におきまして適当な調整を行い、これを国の予算と一緒に国会へ提出して、予算委員会におきましていろいろ御審議願うことになっております。ところがこの放送協会の予算につきましては国は修正を行わないのでありまして、第三十七條にもございますように、電波監理委員会において意見があれば意見を附して、そうして内閣を経由して国会へ提出して承認を受けるということになっておりまして、大分その手続が變つております。

なおこの問題につきまして昨年の四月四日の衆議院の電気通信委員会におきまして、当時の中村純一委員からこの点につきまして質問がございました。それに対しまして小澤国務大臣からこれは一括同意を求めるという意味である、例えばいろいろなこの委員会その他の委員の任命につきまして、政府が国会の承認を得て委員を任命するということがございますが、その承認はこれは同意、不同意であるということであつて、この人をどう、あの人をどう、この人をこういうふうに入替えるというような意味までは含んでおらない、それと同じような意味であるということをはつきり申されまして、当時の衆議院の電気通信委員会におきましてはそれでよろしい、委員会としてもそういう方針で考えるということをはつきりきめられておる経緯もございます。

併し只今申上げましたのは立法当時の立法者側の考え及び国会でいろいろ行われました当時の模様でございまして、これを今後どういうふうに運用するかということにつきましては、なお私もといたしましても十分考えなければならぬ点がございまして、又当国会の委員会におきましてもいろいろ御研究されておることと存じます。先ほどもお話ございましたように、同じような承認という言葉を使いながらも、国鉄の裁定のときには国会において修正承認をされておる例もございまして。従いまして尚この問題につきましては今後私どもも十分研究し、又皆さんの御意見を伺いまして最も適当と思われる手続をとりたいというふうを考えておる次第であります。

衆議院電気通信委員会（昭和26年3月1日）

○松井（政）委員 大体数字を見ますと、ただいま説明をお伺いしたように、非常に収納率が高く上つておりますし、さらにわれわれが予算を承認するかしないかという場合におきまして、これはこの予算から見ると、受信料以外の収入がほとんどないのでありますから、受信料を中心にして収入をきめ、支出をきめて運営するということになるので、これが収入に関する率も度合いが甘過ぎたり、あるいはここに狂いが出ますと、支出予算に狂いが出るわけであります。そこでただいまお伺いしたのでありますが、過去の実績及び九百五万を当初として、九百五十万と押えて、九八%の収納率で行く。従つてこの数字にはいろいろの角度から、大体狂いはないと説明になられましたので、大体了承するのでありますが、これはもしこの数字に狂いのないよう確実に運営していただかないと、われわれが承認はしたが、収入面で狂いが出たので、支出の方に大いに狂いが出るということになれば、理想的な運営ができないこととなりますので、これは希望条件ですが、申し上げておきます。

それから支出の方について、具体的な問題についてお伺いしたいのであります。第一番に、番組でありますので、古垣さんにお伺いいたします。本年度は放送費のうちの番組費が非常に多

くなっております。先ほど来同僚議員の質問に対して、お答えを願っておりますので、ある程度了解をいたしましたのでございますが、さらに番組の編成については、国民の階層が、高度の文化を求める階層と、活字では納得することができないで、耳によつて文化を吸収しようという国民階層があるので、非常に御苦心をなされていると思いますが、私は総体的な問題についてお伺いしたい。番組について、はたして協会自身の自主性のもとに、一切が行われるのであるかどうか、それとも番組の問題については、関係方面等のサゼスションあるいはその他の関係を考慮しなければならないものがあるかどうか、この点についてお答えを願いたい。

○古垣参考人 お答えいたします。番組の重大性は仰せの通りでありまして、新しい放送法によつて、私どもは編集権の自主独立ということを与えられておりまして、法律によつて規定される以外には、何ものからも侵されてはおりません。ただ御承知のように各方面の内外——関係方面も、あるいは国内でも、いろいろな知脳をしばり、御意見を伺つて、真にわれわれが独善でない番組にしたいという面で、外部の参加をお願いして、参考にして、われわれの自主性のもとに番組を決定しております。

○松井（政）委員 重ねてお伺いいたしますが、そういたしますと番組編成にあつては、協会の自主性が完全に確立しておるという解釈をしてよろしゅうございますか。

○古垣参考人 その通りでございます。

参議院電気通信委員会（昭和26年3月8日）

○新谷寅三郎君 電波監理委員会の委員長にお尋ねいたしたいと思うのでありますが、前回に私からお尋ねをいたしまして委員長からの御答弁があつたのでありまして、その承認要求の件を審議いたしますに当りまして、国会がこれに対して修正権があるとか、或いはないとかいうことでありますが、委員長と多少意見の違いがあつたように記憶いたしております。その後私も更に研究をいたしまして、又この前の委員会で寺尾委員長から報告がありましたように、委員会ではございませんが、委員会のあとで御報告がありました。衆議院の電通委員長も同じような見解をとつておられました。又これは非公式ではありましようけれども、CCSの当路者も大体同じような見解をとつておられます。なせ私が国会のほうで修正することができるという意見を持つたかと申しますと、これは法律的に考えますと、両方に議論があると思います。併しこの放送法だけを見ますと、要するにその内容がやはり国会において修正をしなければならん場合を予想しておるようによつて条文ができ上つておるといふふうで考えるから申上げておるのであります。極く簡単に申上げますと、単に日本放送協会の事業計画、資金計画等につきまして国会に提出して承認を受けるということだけでありまして、私もその内容からいたして飽くまで国会に修正権があるということを中心として主張しなくてもいいのでありますけれども、この収支予算の中で一番大きな問題、即ち国民一般に関係のありますところの聴取料、受信料の問題が包含されておるのでありまして、これが国会が収支予算を承認いたしますることによつて、聴取料が初めて決まるのだということに相成つております。この聴取料は法律の原案におきましては立法事項として従来も考えられておつたのであります。その点は国会におきましても立法事項でやつて然るべきであろうという見解も非常に有力にあつたのであります。それが国会において法案の一部修正を

いたしました結果、収支予算の承認によつて聴取料がおのずからきまつて来るといふような條文に變つたことは御承知の通りであります。この聴取料の問題につきましては、例えば五十円が高いかどうか。或いはそれをもう少し上げるほうがいいのかといふような問題。或いは下げたほうがいいのかといふ問題、これは国会におきまして内容的に審議をして行くべき問題であります。これは非常に不当に高かつたり或いは又不当に安くつても、そのために日本放送協会が仕事が殆んどできないといふような状態になりました場合には、これを適當なところには是正して行く必要があることは言うまでもないのでございます。恐らく政府側ではその場合には、更に収支予算の出し直しをして、そして国会の承認を求めるべきじやないかといふことを言われますけれども、この法律によりますと、国会で不承認になつた場合の規定が何にも書いてないのでございます。恐らく三月一ぱいに、そういうふうにして出し直しをいたしておりまして何回もおやりになりました場合に、間に合うかどうかわからない。そうしますと国の予算でありますと、財政法等の規定によりますと前年度の予算を踏襲するとか、いろいろの規定がありますので、予算が通りませんでも、或る程度国の財政はどうか動いて行くといふ便法はあるのであります。これに関しましては何らそういう規定がないのであります。そういう点から見ましても、私はこれは国会において修正して、国会の責任において妥當と認めるところできめて行くことを法律では予想して、そういう規定を置いておるのではないかと、こういうふうと考えておるのであります。併し結論といたしましては、先般申上げましたように、私はやはり衆議院の委員長が言われた修正権ありといふ意見、又司令部の係官が非公式に言われた修正権があるのが当り前だといふ意見に、私も全然同感なんであります。これは修正するとかしないかといふ現実の問題を離れまして、法律解釈として、今後国会はこういつた協会の予算、事業計画、資金計画を受領いたしました場合には、その議案に対しまして適當な修正を加える権限を持つておるといふ解釈をとつて行かなければならんと考えるのであります。で、ほかの委員の御意見もありましようが、私はそういう意見を持つておりますので、重ねて委員長にこの点に関しまして結論的な御意見を伺いたいと思ひます。

○政府委員（富安謙次君） お答えを申し上げます。この国会の承認という意味につきましては、前会にも私より私どもの存じのようを一応は申上げた次第であります。併しだんだん御意見を承わつてみますると、又その後におきまして電気通信委員会の委員長の御報告にありました両委員長の御意見、又関係の向きの係の人の意見といふようなもりもありましたそうで、それらのことをだんだんと伺いまするといふと、なおこの放送協会の予算の承認という意味につきましては考究をする余地があるように、だんだんと考えざるを得なくなつておるのであります。ただこの問題につきましては、放送法の国会を通りました当時におきましても、随分と詳しく質疑応答も重ねられたようでありますし、当時その法案の政府委員として御説明を申上げた政府委員もおりますので、この際にその立法の当時の経緯等につきても申上げることをお許しを願ひまして、もう少しこの問題を明らかにする助けにいたしたいと存じます。御了承を願ひます。

○政府委員（網島毅君） この承認不承認の問題につきましては、先般の当委員会におきましていろいろ御質問がございまして、その後我々電波監理委員会の内部におきましてもいろいろ研究いたしましたし、又放送法立案当時からいろいろ関係されておりましたところの法律の専門家の御意見をいろいろお聞きしたのであります。が、法律的にはこの問題につきましてはいろいろな意見がございまして、要するにその事柄によつて考えるのが適當ではないかといふふう結論を持つた次第でございます。勿論この承認不承認といふ言葉の中にもいろいろな場合がございまして、

例えば先般新谷委員が御指摘されましたように、国会の承認を得ていろいろな委員会の委員その他を任命するような場合には、これは同意、不同意という意味に解釈されているのが通例でございます。ところで本問題は、これは国会の内部の手續、或いは議案処理の問題でございますので、最終的には国会の決定になることと思うのでございまして、その国会の御決定に対して私ども決して異議を申上げるわけではございません。併しながらこの機会に私どもの考えも申し上げまして、十分御参考にして頂きたいと存ずるのであります。と申しますのは、日本放送協会は法律によりましてできている機関でございまして、他の一般の政府の監督下にあるところの民間の機関と若干趣きを異にしているのでございまして、これは民間団体をそもそも改組してできたものでございまして、国の資本というようなものは一つも入っておりません。従いまして政府或いは国の資本によつてできておられますところの国鉄でありますとか、或いは専売公社というものと趣きを異にいたしておまして、財政法或いは会計法というようなものの適用も受けておらないのでございます。又この機関は御承知のように非常に文化的な色彩の強い機関でございまして、又言論機関として成るべく国の統制は受けないやうにという趣旨もございまして、政府の監督範囲も法律によつていろいろ除外されている。政府の監督自身も或る程度制肘を受けているやうな状態でございます。例えば放送法の第三條にありますところの番組の編集の自由でありますとか、或いは收支予算につきましても、これは政府としましてはただ単に意見書を付けて国会にお出しするやうな状態でございます。その代りに、この日本放送協会には国会の承認を得て任命されたところの経営委員会というものがございまして、全国各地各層を代表してこの経営委員会が協会の経営に当りましては全責任を以て、最も公平に公共の福祉に副うやうにこの経営をやつて行くという責任を負わされているのでございます。又その経営委員会のきめましたことに対しましては、電波監理委員会はいろいろ検討いたしますが、直接その予算なり計画を修正するという権能は持つておらないことは只今申上げた次第であります。従いましてその趣旨を考えますならば、協会の中の個々の経営につきましては、成るべく協会に自主性を持たしてやるというのがこの法律の趣旨ではないかと私どもは考えているのでございます。勿論最終的には国会の承認を得るのでございまして、これは包括的なやうな考え方がいか悪いかということのいろいろな御審議をお願いしまして、若しも悪いということであるならば、その悪い点を是正いたしまして、改めて国会の趣旨に副うやうに経営委員会が考え直すという行き方をとりたいものと私どもは考えておるのであります。然らば先ほど御指摘になりましたやうに、国会の会期が切迫して、やうなやうな手續をとるのが間に合わない場合はどうするかやうな問題が起りまするが、この点に関しましては、第七国会におきましてこの法案が上程されましたときに、いろいろ御質疑がございまして、当時の政府委員からは、やうなことはないうやうに飽くまでこの国会の承認を得るやうに、而も又国会の御意思によつて改めて考え直さなければならぬ場合には、やうな期間も十分あるやうに、この收支予算の提出はできるだけ早く、国会の開会されると間もなくこれをお出しするやうにいたしますということも申上げておる次第でございまして、今年はいろいろな事情、殊に最初の收支予算でございまして、若干遅れましたが、今後は開会劈頭できるだけやうなものをお出しいたしまして、十分御審議を願ひ、又御趣旨に副つて訂正もできるやうにというふうには私どもは考えておるのでございます。要するに私どもといたしましては、包括的な点に対しましては国会の御趣旨を体しまして個々の問題につきましてはできるだけ協会の経営委員会の自主性に委ねたほうがよろしくはないかというふうには考えておるのでございまして、先般委員長からも申上げましたやうに、できるだけ同意不同意ということをお願いしたいということをおし上げたのでありまするが、最初に申上げましたやうに、ことは国会の手續、或いは議案処理の問題でございまして、国会の御決定によりまして、

私どもはそれに従って処理することにいささかも、異論はないのでございます。ただ国会におきまして御決定される場合には、只今申上げました私どもの趣旨を十分お含み下さいまして、今収支予算の御検討をお願いできれば非常に幸いと存ずる次第であります。